

トアルベシ

前項ノ場合ニ於テハ當該月ノ豫約通話料ハ之ヲ免除セズ

第六十九條 電話線不通其ノ他豫約者ノ過失又ハ故意

ニ依ラザル支障ノ爲豫約通話不能ナルコト繼續シテ

三分時以上ニ及ブトキハ其ノ通話時分ニ相當スル豫

約通話料ハ之ヲ免除ス

第七十條 豫約新聞電話規則第二條、第四條、第六條

及第八條並至第十條ノ規定ハ豫約通話ニ之ヲ準用ス

第四節 船舶通話

第七十一條 第五十六條第三項、第五十七條第四項、

第五十九條、第六十一條及第六十二條ノ規定ハ船舶

通話ニ之ヲ準用ス

第七十二條 船舶遭難救助ニ必要ナル事項ヲ通知スル

船舶通話ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ前項ノ場合電

話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ハ之

ヲ中斷ス

第七十三條 船舶航行上ノ危險警戒其ノ他海上ニ於ケ

ル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通知スル船舶通

話ニシテ電話官署ニ於テ緊急ノ取扱ヲ要スト認ムル

モノハ前條ノ通話ニ次グ順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ

他ノ通話ハ之ヲ中斷ス

第七十四條 前二條ノ通話ハ之ヲ無料トス

第七十五條 船舶通話ノ請求ハ請求當日ノ通話取扱時

間終了ニ因リ消滅ス

第五節 年賀通話

第七十六條 年賀通話ノ請求ヲ爲サントスル者ハ其ノ

旨ヲ電話官署ニ申出ヅベシ

第七十七條 年賀通話ノ取扱期間ハ毎年一月一日ヨリ

一月三日迄トス

第七十八條 第五十六條乃至第六十二條ノ規定ハ年賀

通話ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

日滿電報規則、日華電報規則、日滿無線電報規則、日

華無線電報規則、日滿電話規則及日華電話通話規則ハ

之ヲ廢止ス

本令ニ依リ取扱フベキ電報ニシテ本令施行前ニ差出シ

タルモノニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前第二項ニ掲グル規則ニ依リ發行シタル返信

料前納證書ハ該證書ノ有效期間中ニ於テ本令ニ依ル電

報ノ料金ニ充ツルコトヲ得本令施行前第二項ニ掲グル

規則ニ依リ爲シタル登記、認可、許可等ニシテ本令ニ

之ニ相當スル規定アルモノハ本令ニ依リ之ヲ爲シタル

モノト看做ス本令施行前第二項ニ掲グル規則ニ依リ交

付シタル料金受信人拂新開電報發信證票ハ本令ニ依リ

交付シタルモノト看做ス

○ 逓信省告示第七百十號

東亞電信電話規則第四條第三號ノ規定ニ依リ東亞電報

寫眞電報ノ局報ト爲シ得ベキモノ左ノ如シ

昭和八年十月 逓信省告示第二千四百十四號ハ昭和十六年

三月三十一日限り之ヲ廢止ス

昭和十六年三月十八日

逓信大臣 村田 省藏

一、電信、電話、無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ關シ

東亞電信電話規則

逓信省ト關東逓信官署逓信局、滿洲電信電話株式會

社、蒙古聯合自治政府郵電總局、華北電信電話株式

會社、華中電氣通信株式會社又ハ廈門電氣通信株式

會社トノ間ニ發受スルモノ

二、滿洲電信電話株式會社、蒙古聯合自治政府郵電總

局、華北電信電話株式會社、華中電氣通信株式會社

又ハ廈門電氣通信株式會社ト東亞電氣通信事務局ト

ノ間ニ發受スルモノ

三、電信、電話、無線電信又ハ無線電話ノ事務ニ關シ

滿洲電信電話株式會社ト本社ト其ノ東京出張所、大

阪出張所又ハ新潟事務所トノ間、華北電信電話株式

會社ト本社ト其ノ東京出張所トノ間、華中電氣通信株

式會社ト本社ト其ノ東京出張所トノ間及國際電氣通

信株式會社ト本社ト其ノ海口事務所トノ間ニ發受スル

モノ

四、國際電氣通信株式會社ニ於テ日滿間通信ノ用ニ供

スル電氣通信設備ノ障礙修理ニ關シ國際電氣通信株

式會社ト本社、支社、出張所又ハ技術員駐在所ト滿

洲電信電話株式會社ト本社、電報局、電話局又ハ技

- 五、日滿郵便爲替振替ノ事務ニ關シ滿洲國郵政總局、郵政管理局又ハ郵政局ト郵便官署トノ間及日蒙郵便爲替ノ事務ニ關シ蒙古聯合自治政府郵電總局又ハ郵電局ト郵便官署トノ間ニ發受スルモノ
- 六、外國郵便規則第五十條及第七十五條ノ規定ニ依リ郵便物ノ代金引換ノ取消又ハ郵便物ノ取戻等ニ關シ滿洲國郵政總局又ハ郵政局ト郵便官署トノ間ニ發受スルモノ
- 七、日華電信爲替ノ事務ニ關シ華北政務委員會郵政總局、郵政管理局又ハ郵政局ト郵便官署トノ間ニ發受スルモノ
- 八、氣象報告ニ關シ氣象臺又ハ測候所其ノ他ノ觀測所相互間ニ發受スル電報ニシテ通信大臣ノ承認ヲ經タルモノ

(參照)

昭和八年十月通信省告示第二千四百十四號ハ日滿電報ノ局報ト爲シ得ベキモノニ關スル件ナリ

●東亞電報及東亞無線電報取扱規程

昭和十六年三月十九日
公達第二百四十五號

村田 省藏

東亞電報及東亞無線電報取扱規程左ノ通定ム

目次

第一章 東亞電報……………(一九〇)

第二章 東亞無線電報……………(一九三)

附則……………(一九四)

第一章 東亞電報

第一條 東亞電報ノ取扱ニ關シテハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外内國電報ノ例ハ歐文電報ノ例ニ依ルベシ

第二條 漢文及歐文ノ同文電報ニ關スル左ノ事項ニ付

テハ外國電報ノ例ニ依ルベシ

一 名宛ノ記載方 外國電報取扱規程第三百三十二條

二 謄寫ノ作成方 外國電報取扱規程第三百三十六條

第三條 外國電報ノ豫納金ヲ以テ中華民國宛電報ニ關

スル料金ヲ納付セントスル者アルトキハ外國電報ノ例ニ準ジ之ヲ取扱フベシ

第四條 東京上海間無線又ハ大阪上海間無線經由上海ニ發著スル電報ニハ和文ニ付テハ「タソ」、漢文及歐文ニ付テハ「TAO」ナル局内心得ヲ附シテ之ヲ傳

阿送スベシ

第五條 料金受信人拂新聞電報ニハ郵便切手欄ニ「料金受信人拂」ト朱書スベシ

第六條 料金受信人拂新聞電報ノ種類ハ「ナム」ナル略號ヲ以テ之ヲ記載ベシ但シ漢文及歐文ニ在リテハ種類ニ代ヘ「RT」ナル局内心得ヲ添附スベシ

第七條 第七條料金受信人拂新聞電報ニ關スル左ノ事

東亞電報及東亞無線電報取扱規程

項ニ付テハ外國電報ノ例ニ依ルベシ但シ許可申請書

ニハ經過線路名ノ記載ヲ要セズ且許可ハ關門局ニ通知セザルモノトス

一 許可手續

外國電報取扱規程第五百十八條ノ五、第五百十八條ノ六、第五百十八條ノ十八、第二條至第五條ヲ除ク

五十八條ノ二十二

二 發信證票

外國電報取扱規程第五百十八條ノ七乃至第五百十八條ノ十三及第五百十八條ノ十八ヲ除ク

三 保證金

外國電報取扱規程第五百十八條ノ二十三乃至第五百十八條ノ二十六及第五百十八條ノ三十一

四 料金ノ徵收

外國電報取扱規程第五百十八條ノ二十七及第五百十八條ノ二十八

五 取扱ノ廢止若ハ停止又ハ許可ノ取扱

外國電報取扱規程第五百十八條ノ三、第五百十八條ノ四、第五百十八條ノ二十、第五百十八條ノ二

東亞電報及東亞無線電報取扱規程

十一、第五百五十八條ノ二十九及第五百五十八條ノ三

第八條 寫眞電報ヲ差出シ料金受信人拂ノ取扱ヲ受ケ

シトスル者アルトキハ料金受信人拂新聞電報ノ發信

證票ヲ提示セシムベシ

前項ノ寫眞電報ノ受付ヲ了シタルトキハ電報類信紙

名宛欄ニ「(料金受信人拂)」ト附記スベシ

第九條 料金受信人拂新聞電報及料金受信人拂寫眞電

報ニ對シテハ發信局ニ於テ一月分毎ニ左ノ様式ニ依

リ受信人別ニ明細書ニ通

計	日附	發信		料金	摘要
		番號	名宛		
			數字(語)		

註 寫眞電報ニ付テハ新聞電報ト別葉トシ第四欄ハ

字(語)數ニ代ヘ種別ヲ記入スルコト

第十條 電信局所ニ對シ東亞電報ノ事故ニ關シ申告ア

リタルトキハ左ノ如ク處理スベシ

一 料金還付ニ關係アルモノ及料金還付ニ關係ナキ

モ電信業務上特ニ調査ヲ要スト認ムルモノハ之ヲ

電務局ヘ移牒スベシ

二 前號以外ノモノニ付テハ自局所限リ相當處理ス

ベシ

第十一條 電信法第五條ニ抵觸スル疑アル電報ヲ發見

シタルトキハ之ガ送達ヲ中止シ直ニ其ノ電報ヲ別紙

トシテ添附シ局報ヲ以テ大臣ニ其ノ事由ヲ具申シ指

揮ヲ受クベシ

寫眞電報ニシテ前項ニ該當スルモノヲ發見シタルト

キハ當該局長ニ於テ慎重審査ヲ遂ゲタル上送達差支

ナシト認ムルモノヲ除クノ外之ガ送達ヲ停止シ電報

類信紙ノ裏面ニ其ノ旨記載ノ上局長認印シ直ニ電務

局ニ報告スベシ

前二項ノ電報ヲ受付ノ際發見シタルトキハ成規ノ手

續ニ依リ受付ヲ了スベシ

同

(裏面)

一、本證票ハ東亞新聞電報差出ノ都度取扱局

ヘ提示スルコトヲ要ス

二、本證票ノ所持者ニシテ 年 月 日後引

續キ料金受信人拂東亞新聞電報ノ發送ヲ

繼續セントスルトキハ本證票有効期間經

過前豫メ交付局ヘ請求シ新證票ノ交付ヲ

送ケラルベシ

第十四條 帝國政府ノ電信系ヲ經由シ中華民國相互間

及中華民國ト關東州又ハ滿洲國トノ間ニ發著スル電

報ハ本規程ニ準ジ之ヲ取扱フベシ

第二章 東亞無線電報

第十五條 東亞無線電報ノ取扱ニ關シテハ特ニ定ムル

場合ヲ除クノ外內國無線電報及東亞電報ノ例ニ依ル

ベシ

第十六條 帝國政府船舶局ニシテ中央氣象臺ト氣象局

第十二條 關東州、滿洲國又ハ中華民國トノ間ニ直通

回線ヲ有スル局ハ該回線ヲ經由スル電報ノ關門局ト

ス

關門局ニ於テハ別ニ定ムル手續ニ依リ料金計算書ヲ

作成スベシ

第十三條 東亞電報ニ使用スル式紙様式左ノ如シ

本條ニ規定ナキモノニ付テハ內國電報ヲ用フル式紙

ヲ使用スベシ

様式第一號

料金受信人拂東亞新聞電報發信證票(表面)

第 號 (年月日迄有效)
料金受信人拂東亞新聞電報發信證票
發信人 (住所)
(氏名)
右者東亞電信規則ニ依リ 局發 宛料金
受信人披東亞新聞電報發送ノ許可ヲ有スルコ
トヲ證明ス
年 月 日
運輸通信省

東亞電報及東亞無線電報取扱規程

東亞電報及東亞無線電報取扱規程

- 水 何陸上無線ヨリ轉送
- ハ 受信證未了
- ト 發信番號ノ上海發ノモ
- ニ 發信番號ノニ眼ル
- 六 特殊料金欄ニハ前納返信料、同文謄寫料等特殊取扱料ヲ記入スルコト
- 七 計算要欄ハ業務局ニ於ケル料金計算上必要ナルモノニ付記入セザルコト

附錄第二號

東亞無線電報料金明細表 (來 著)
(陸上局用) 年 月 分 局

受信日附	發信日附	發信ノ移動局名	發信ノ移動局所屬	著信局名	字 語 數	摘 要	特殊料金	計算要欄

備考

- 一 帝國政府ノ移動局發電報ニ付テハ託送發受所發ノモノノ外記入ヲ要セザルコト
- 二 新聞電報ニ付テハ摘要欄ニ「新聞」ト記入スルコト
- 三 其ノ他ノ記入方ニ付テハ附錄第一號ノ例ニ依ルコト

附錄第三號

東亞無線電報料金明細表 (發 送)
(移動局用) 年 月 分 局(所)

發信日附	送信日附	著信移動局名	摘 要	字 語 數	計算要欄

備考

- 一 局名ハ傳送上ノ名稱ヲ其ノ儘記入スルコト
- 二 摘要欄ニハ場合ニ從ヒ指定略號又ハ中繼移動局名ヲ記入スルコト
- 三 計算要欄ハ電務局ニ於ケル料金計算上必要ナルモノニ付記入セザルコト

附錄第四號

東亞無線電報料金明細表 (來 著)
(移動局用) 年 月 分 局(所)

發信日附	送信日附	著信移動局名	摘 要	字 語 數	計算要欄

東亞電報及東亞無線電報取扱規程

備考

- 一 自局中繼信ハ之ヲ來著信トシテ本表ニ記入スルコト
- 二 其ノ他ノ記入方ニ付テハ附錄第三號ノ例ニ依ルコト

●東亞電信電話規則制定

ニ伴フ東亞電報及東亞

無線電報ノ取扱ニ關ス

ル件 外信第五六三七號 昭和十六年三月十九日

今般東亞電信電話規則制定セラレ來ル四月一日ヨリ施行ノコトトナリタル處右ハ本年一月、日、滿、支ニ於ケル電氣通信事業者間ニ「東亞電氣通信ニ關スル業務協定」ノ締結ヲ見タルヲ以テ之方實施ニ關シ現在夫々別箇ニ規定シアル日滿及日華ノ各電報規則、無線電報規則、電話通話規則ヲ整理統合スルト共ニ必要ナル改

正ヲ加ヘタル單行規則ヲ制定シタル次第ニ有之右ノ内電信關係事項ニ付テハ左記了知ノ上取扱上遺憾ナキヲ期セラレ度
 追而右規則ニ關聯スル取扱規程ハ電信關係事項ト電話關係事項トヲ別箇ノモノトシ電信關係事項ニ付テハ東亞電報及東亞無線電報取扱規程制定セラレタルニ付爲念

一 東亞電報ニ關スル事項

一 東亞電報トハ本邦ト關東州、滿洲國又ハ中華民國トノ間ニ發著スル電報即チ從來ノ日滿電報、日華電報及日華電報ニ準ジ取扱ヒ居リタル南支發著電報ヲ指稱スルモノナルコト(規則第一條)

二 東亞電報ノ取扱ニ付テハ其ノ基準ヲ從來ノ日滿電報又ハ日華電報ニ置キタルモ改正セラレタル要旨ヲ擧グレバ左ノ通ナルコト(規則第二條及規程第一條)

1 漢文電報

從來歐文電報トシテ取扱ヒ居リタルモノノ中其ノ本文全部ガ中國電報新編ニ依ル數字四箇ノ集合ヨリ成ルモノハ之ヲ漢文電報ト稱スルコト尤モ之ガ取扱ニ付テハ總テ歐文電報ト同一ナルコト(規則第五條乃至第八條、第十條、第十二條、第十四條乃至第十七條、第十九條及規程第一條、第二條、第四條)

尙漢文電報ノ新聞電報ハ滿洲語又ハ中國語ノ普通辭ヲ以テ記載スルコト尤モ通信ノ繼續、始終等ヲ示ス語辭又ハ之ニ該當スル略字ハ普通辭ト看做シ差支ナキコト(規則第十八條)

2 歐文電報ノ書法及語數計算

歐文電報ノ書法及語數計算ハ可及的外國電報制度ニ一致セシムル様之ヲ改メタルコト尤モ右ハ

東亞電信電話規則制定ニ伴フ東亞電報及東亞無線電報ノ取扱ニ關スル件 一九九

內國歐文電報ニ付テモ同様トシ別途關係規定改正セラレタルヲ以テ東亞電報ニ付テハ改正內國規定ヲ準用スルコト(規則第二條及規程第一條)

尙右ノ外東亞電報ニ付テハ左ノ點ニ於テモ成ルベク外國電報制度ニ一致セシメタルコト
 イ 返信料前納電報ニ在リテハ前納料金額ハ電報料ノ最少額ヲ納付シタル場合ト雖モ指定略號ニ之ヲ附記スルコト(規則第十二條)

ロ 同文電報ノ名宛及指定ノ記載方、謄寫ノ作成方等其ノ取扱ハ外國電報ノ例ニ依ルコト(規則第十四條乃至第十七條及規程第二條)
 ハ 新聞電報ニハ總テ「News」ナル指定略號ヲ使用スルコト(規則第十九條)

3 和文電報ノ課金單位

和文電報ノ課金單位ハ內國和文電報制度ニ一致セシムル様之ヲ改メタルコト尤モ左ノ

東亞電信電話規則制定ニ伴フ東亞電報及東亞無線電報ノ取扱ニ關スル件 二〇〇

點ハ課金上内國和文電報ト異ナルニ付特ニ留意スルコト(規則第六條乃至第八條、第十條)

イ 同文電報ノ原信以外ノ各通ニ對シテハ一通毎ニ名宛料ニ箇分ニ相當スル料金ヲ課シ(受信人名ヲ連記シタルモノニ付テハ第二以下ノ各受信人名ニ對シ名宛料ヲ課ス)之ヲ原信ノ電報料ニ併算スルノ外同文、寫料ヲ課スルコト尙原信以外ノ各通ニ對スル特別ノ指定事項ハ内國電報ノ例ニ依リ取扱フモノナルコト(規則第十三條)

ロ 例文慶弔同文電報ノ原信以外ノ各通ニ對スル課金方ニ付テモ前項ノ例ニ依ルコト(規則第二十六條)

4 電報料

電報料ニ付テハ日華間ニ發著スル日、滿、支以外ノ官報ニ對シテモ從來ノ日、滿、支ノ官報ト同一ノ減額料金ヲ課スルコトニ改メタルコト從テ日、滿、支ノ官報ニ對シ其ノ他ノ官報ト區別スル爲添附シ居リタル局内心得「ヲリ」[「TR」]等ハ其ノ要ナキニ至リタルコト(規則第六條)

右以外ノ電報ニ對シテハ前記ノ通文知電報ノ課金單位ハ字數制トナリタルモ電報料ニ付テハ變更ナキコト從テ上海以外ノ中支那ニ發著スルモノニ對シテモ尙當分ノ内從來通ノ特定料金ヲ課スルモノナルコト(規則第三十一條及告示)

5 特殊取扱料

特殊取扱料中左ノ通改メタルコト(規則第七條)

イ 郵便受信報知料ハ五錢ニ統一シタルコト

ロ 同文謄寫料ハ官、私報ニ對シテモ新聞電報同様五十字又ハ十語迄毎二十錢トナリタルコト

ハ 時間外ノ特殊取扱廢止ニ伴ヒ時間外料ノ規定ヲ削除シタルコト

ニ 北支那ニ於ケル船艀船配達料ハ八十錢トナリタルコト

6 特殊取扱

内國電報同様時間外ノ取扱ヲ爲サザル外尙夜間配達、翌朝配達、別便配達料受信人拂及船艀配

達料受信人拂ノ取扱モ之ヲ爲サザルコト尤モ右以外ノ特殊取扱ニ付テモ地域ニ依リ取扱ハザルモノアルニ付留意ノコト(規則第十一條、第三十一條及告示)

尙料金受信人拂新聞電報ノ特殊取扱ハ之ヲ至急ノミニ限リタルコト(規則第二十二條)

7 取扱制限

電報ノ取扱ニ關スル制限ハ大體從來通ナルモ制限事項ハ地域別ニ列舉セラレタルニ付特ニ注意スルコト(規則第三十一條及告示)

8 其ノ他

イ 官報及局報ノ範圍ニ付テハ新ニ東京都ニ設置セラレタル東亞電氣通信事務局ノ發受スル電報ヲ局報中ニ追加シタル外殆ド從來通ナルコト(規則第三條、第四條及告示)

尙氣象報告ニ關スル電報ニシテ局報トシテノ取扱ヲ承認セラレタルモノハ氣象局報發受所名及分送表中ニ内國電報ト共ニ一括規定シタルコト

東亞電信電話規則制定ニ伴フ東亞電報及東亞無線電報ノ取扱ニ關スル件 二〇一

三 料金受信人拂東亞新聞電報發信證票ハ當分ノ内

ロ 上海ニ發著スル歐文電報ノ取扱ニ關スル特例竝ニ固定局間ノ無線傳送ヲ要スル電報中幌蕙島、南大東島等ニ發著スルモノニ對スル附加料金ハ廢止シタルコト(告示)

ハ 豫約新聞電報ニ付テハ日滿間ニ於テモ當分ノ内之ガ取扱ヲ爲サザルコトトナリタルニ付取扱地域及料金ハ別段告示セザリシコト(規則第二十四條)

ニ 寫眞電報ニ付テハ取扱地域、料金等告示セラレタルモ右ハ日滿間ニ限リ取扱フコト及料金等總テ從來通ナルコト(規則第二十七條及告示)

ホ 日華間ニ於ケル電報ノ傳送順路各回線ノ障礙通報ニ關スル規定ハ削除セラレタルモ右ハ追而通牒アル迄從來通ナルコト

ヘ 關門局ノ定義ヲ掲ゲ同局ニ於テハ電報ノ料金計算書ヲ作成スベキ旨明定シタルコト(規程第十二條)

東亞電信電話規則制定ニ伴フ東亞電報及東亞無線電報ノ取扱ニ關スル件 二〇二

日滿電報又ハ日華電報ニ對スルモノヲ訂正流用ノコト

四 日滿電報又ハ日華電報ノ料金受信人拂新聞電報發信證書ハ發行ノ日ヨリ起算シ年ニ限り有效ナルコト(規則附則)

五 電報原書及件名表等ハ別途改正ノ電報書類處理規程ニ依リ處理ノコト

六 電報取扱上左ノ名稱ハ夫々下記ノ地域ヲ意味スルモノナルコト

蒙 疆 蒙古聯合自治政府郵電總所所屬各局區內
北支那 華北電信電話株式會社所屬各局及芝罘日本電信局區內

中支那 華中電氣通信株式會社所屬各局及上港日本電信局區內

南支那 廈門、鼓浪嶼、汕頭及廣東ノ各局並ニ海南島內各局區內

二、東亞無線電報ニ關スル事項

一 東亞無線電報トハ從來ノ日滿無線電報、日華無線電報及日華日線電報ニ準ジ取扱ヒ居リタル南支

發着無線電報ヲ指稱スルモノナルコト(規則第三十四條、規程第十九條)

二 東亞無線電報ノ取扱ハ特ニ規定シタル場合ノ外内國無線電報及東亞電報ノ例ニ依ルモノナルコト(規則第三十五條)

三 無線電報料
和文電報ノ譯金單位ヲ字數制ニ改メラレタルニ伴

ヒ無線電報料ニ關スル規定モ相當改正セラレタル處課金方法(陸上局又ハ移動局ニ於ケル無線電信又ハ無線電話ニ依ル送信、受信又ハ中繼ノ各取扱ニ付課金ス)並ニ料金額ニ付テハ實質上ノ變更ナキコト(規則第三十六條)

四 有線電報料
東亞無線電報ノ有線電信系上ノ傳送ニ對シ課スベ

キ有線電報料ハ規則第三十七條第二項又ハ第六ニ掲グル所ニ依ルノ外滿洲會社陸上局又ハ中華民國ノ陸上局ヲ經由スル無線電報ニシテ關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ宛ツルモノニ付テハ當分ノ內從來通牒シタル料金額ヲ適用和文電報ニ付テハ字

數制ノ料金ニ換算シタル上適用ス)スルコト

五 指定略號

1 返信料ヲ前納スル東亞無線電報ノ指定略號ニハ和歐文共總テ前納料金額ヲ附記スルコトトナリタルコト(規則第四十條)

2 歐文電報ノ陸上局保管ノ指定略號ヲ外國制度ト一致セシメタルコト(規則第三十五條、無線電報取扱規程第十四條)

六 醫療無線電報ノ取扱範圍

醫療無線電報ハ帝國船舶(關東州ニ船籍ヲ有スル船舶ニシテ滿洲會社船舶局ノ設置シアルモノヲ含ム)ニ發着スルモノニシテ帝國政府及滿洲會社ノ陸上局又ハ電信系ヲ經由スルモノノ外之ガ取扱ヲ爲サザルコト(規則第四十一條)

七 無料轉送

1 東亞無線電報ハ日、滿、支ノ陸上局相互間ニ無料轉送ヲ爲シ得ルコト(規則第四十二條)
2 日、滿、支ノ各國內無線電報及滿支間無線電報ニ付テモ傳送上必要アル場合料金ニ變更ナク東亞無線電報トシテ日、滿、支ノ陸上局相互間

ニ轉送ヲ爲シ得ルコト(規則第四十三條)

3 前二項ニ依リ轉送セララル無線電報ニ對シテハ轉送ヲ爲ス陸上局ニ於テ内國無線電報ノ例ニ依リ「何(自局)タラ」ナル局內心得ヲ附スル事

4 關門局ニ於テ作成スル料金計算書中前各項ノ電報ハ一般ノ場合ト同様當該傳送區間ニ對スル料金ヲ徵收シタルモノトシテ之ヲ處理スルコト

5 無料轉送ヲ認ムルコトニ依リ生ズルコトアルベキ發信人ノ料金減脫行為ニ付テハ受付上充分注意スルコト

八 料金明細表

1 陸上局ニ於ケル料金明細表ノ作成方ニ付テハ從來通牒ニ依リタルモノヲ規定化スルト共ニ之ガ記入方ニ付若干ノ改正ヲ加ヘタルコト(規程第十七條、附錄第一號及第二號)

2 移動局ニ於テハ陸上局ヲ經由セザル移動局相互間發着無線電報ニ付料金明細表ヲ作成スルコトトナリタルコト(規程第十八條、附錄第三號及第四號)

3 前二項ノ料金明細表ハ電報書類トシテ電報書類處理規程ノ定ムル處ニ依リ差立ツル者ナル事

東亞電信電話規則制定ニ伴フ東亞電報及東亞無線電報ノ取扱ニ關スル件 二〇三

●防空通信規則

昭和十三年一月二十八日
省令第九號

- 第一條 防空通信ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 防空通信トハ戰時又ハ事變ニ際シ防空ノ實施ニ直接必要ナル電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ニシテ關係陸海軍官憲、關係官公署及之等ノ命ヲ受ケ防空ノ實施ニ從事スル者相互間ニ發受スルモノヲ謂フ
- 第三條 防空通信ハ左ノ三種トス
 - 一 警報 防空警報ヲ防空警報發令官又ハ通信官署ヨリ通報スル通信
 - 二 情報 防空監視ノ事務ニ從事スル者ヨリ航空機ノ行動又ハ航空機ヲ搭載シ若クハ其ノ搭載ノ疑アル敵艦艇(敵ノ疑アルモノヲ含ム)ノ行動ヲ報告スル通信
- 三 指揮連絡報 防空機關相互間ニ於ケル指揮及當該指揮ニ對スル措置報告等ニシテ緊急ヲ要スル通信
- 第四條 警報ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ
情報ハ警報ニ次グ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ
指揮連絡報ハ至急官報又ハ至急通話ト同一順位ヲ以テ之ヲ取扱フ但シ通信院總裁ニ於テ特ニ必要アリト認ムルモノハ至急官報又ハ至急通話ニ優先シ之ヲ取扱フ
- 第五條 防空電報ハ電報取扱時間ニ拘ニス之ヲ取扱フ
- 第六條 電話官署警報又ハ情報ノ取扱上必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中斷スルコトアルベシ
- 第七條 防空通信ヲ發スル者ハ其ノ請求ノ際第三條ノ種別ヲ申出ヅベシ
前項ノ場合ニ於テ第四條第三項但書ノ規定ニ依ル取扱ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ申出ヅベシ
- 第八條 防空通信ハ無料トス
防空通信ノ爲必要ナル加入又ハ專用電話ニ關スル料金ハ之ヲ特定又ハ免除スルコトアルベシ

第九條 公衆通信ヲ取扱ハザル私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲシテ防空通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ當該施設者ニ通知ス

取扱ヲ支給セズ

第十條 防空通信ノ取扱ヲ爲ス私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ハ其ノ專用通信ニ優先シ防空通信ヲ取扱フベシ但シ人命財産ノ安全ニ關シ緊急ヲ要スル専用通信ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 通信院總裁ハ防空通信上必要アリト認ムルトキハ私設又ハ官廳用ノ電信、電話ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ停止ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條 第九條ノ通知ヲ受ケタル私設又ハ官廳用ノ無線電信若ハ無線電話ハ其ノ通信執務時間ニ拘ラズ防空通信ノ取扱ヲ爲スベシ

第十五條 本令ニ規定オキ事項ハ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ關スル一般ノ規定ニ依ル

第十二條 電信法第二條第四號、無線電信法第二條第三號、官廳用電信電話規程第一條第四號又ハ官廳用無線電信無線電話規則第一條第三號ニ依ル施設ニシテ第九條ノ規定ニ依リ防空通信ノ取扱ヲ爲スモノハ私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則第三條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ託送取扱ヲ爲スコトヲ得

第十六條 防空ノ訓練ニ際シ通信院總裁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ別ニ告示スル所ニ依リ本令ノ規定ヲ準用ス

附則
本令ハ昭和十三年二月十日ヨリ之ヲ施行ス

●防空通信取扱規程

昭和十三年一月二十九日
公達第百二十七號

- 第一章 總則
- 第一節 防空電報
- 第一條 防空電報ニ依ル取扱

- 第一節 防空電報
- 第一條 防空電報ニ依ル取扱

防空通信取扱規程

第二節 無線電信又ハ無線電話ニ依ル取扱……………

第三章 防空通話……………(二二一)

第一節 電話ニ依ル取扱……………(二二四)

第二節 無線電話ニ依ル取扱……………(二二五)

第四章 加入電話及専用電話ニ關スル料金(二二六)

第五章 防空訓練通信……………(二二六)

附 則

第一章 總 則

第一條 防空通信ニ關シテハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ

外本規程ニ依リ之ヲ處理スベシ

第二條 防空通信ノ取扱ハ正確迅速ヲ旨トシ其ノ取扱

上知得シタル事項ハ特ニ秘密ヲ嚴守スベシ

第三條 電信局所又ハ電話局所ハ常ニ防空通信關係回

線及機器ノ狀態ニ注意シ特ニ警報通信用等ノ特殊裝

置ニ付テハ隨時點檢又ハ試験ヲ行フベシ

第四條 防空通信ノ取扱ニ關シテハ關係防空機關ト緊

密ナル連絡ヲ保持シ其ノ圓滑ナル疏通ニ遺憾ナキヲ

期スベシ

第五條 防空通信ハ一般ノ電報又ハ通話ノ取扱時間外

ニ於テ全ク其ノ取扱ヲ爲サザル局所ト雖モ出來得ル

限リ臨機之ヲ取扱フベシ無線電信局ニシテ電報取扱

時間中ニ於テ無線電報ノ取扱ヲ爲サザルモノニ付

亦同シ

第六條 警報トシテ取扱フ通信ハ左ノ各號ノ一ニ該當

スルモノトス

一 防空警報發令官ヨリ防空警報下令ノ通知ヲ受ケ

タル電信局所又ハ電話局所ガ所轄通信局長ノ定ム

ル傳達系統ニ從ヒ他ノ電信局所又ハ電話局所ニ當

該防空警報ヲ傳達スル電報又ハ通話

二 防空警報發令官ヨリ防空機關ニ對シ防空警報ノ

下令ヲ通告スル通話

三 防空警報ヲ入手シタル電信局所又ハ電話局所ヨ

リ第十三條ノ規定ニ依ル警報受領者ニ對シ當該防

空警報ヲ傳達スル通話其ノ他ノ通知

第七條 警報ヲ分チテ左ノ四種トス

一 警戒警報 敵航空機ノ來襲ノ虞アル場合發

スルモノ

二 警戒警報解除 敵航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リ

タル場合發スルモノ

三 空襲警報 敵航空機ノ來襲ノ危險アル場合

發スルモノ

四 空襲警報解除 敵航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至

リタル場合發スルモノ

第八條 情報トシテ取扱フ通信ハ航空機又ハ航空機ヲ

搭載シ若クハ其ノ搭載ノ疑アル敵艦艇敵ノ疑アルモ

ノヲ合ムヲ發見シタル場合ニ於テ防空監視ノ事務ニ

從事スル者ヨリ上級防空機關ニ對シ又ハ第十四條ノ

規定ニ依ル局所ヨリ防空機關ニ對シ當該發見所名若

ハ發見位置、發見時刻、進行方向、機種、若ハ艦艇

種、機數若ハ艦艇數等ヲ通報スル電報又ハ通話トス

第九條 指揮連絡報トシテ取扱フ通信ハ防空ノ爲ニス

ル用兵作戰、監視、燈火管制、偽裝、消防、防火、

防彈、防毒、避難、救護又ハ應急復舊ニ關シ防空機

關ノ指揮及當該指揮ニ對スル措置報告ノ爲發スル電

報又ハ通話並特ニ防空實施上緊急ヲ要スル戰況被害

狀況及氣象ヲ通報スル電報又ハ通話トス

防空通信取扱規程

防空通信規則第四條第三項但書ノ規定ニ依ルモノハ

之ヲ緊急指揮連絡報トス

第十條 警報傳達系統ハ所轄通信局長ニ於テ豫メ之ヲ

決定シ關係電信局所又ハ電話局所ニ傳達スベシ此ノ

場合ニ於テ當該傳達系統中ニ他ノ通信局管内ノ電信

局所又ハ電話局所ヲ含マシムル必要アルトキハ關係

通信局長ニ協議ノ上之ヲ決定スベシ

第十一條 電信局所又ハ電話局所防空警報發令官ヨリ

防空警報下令ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ左ノ區別

ニ依ル略號ヲ以テ適宜ノ用紙ニ之ヲ書取リ反復校正

シタル上領諾ノ旨ヲ告グ受領時刻及當務者名ヲ記載

シ直ニ警報傳達系統ニ依リ之ヲ傳達スベシ

略 號

警戒警報

警戒警報解除

空襲警報

空襲警報解除

前項ノ場合ニ於テ警報發令區域ヲ冠稱シ來リタルト

キハ其ノ區域名略號ヲ冠記スベシ

防空通信取扱規程

第十二條 警報發令區域名ノ略號ハ所轄逕信局長ニ於テ豫メ之ヲ決定シ關係電信局所又ハ電話局所ニ通達スベシ此ノ場合當該區域ガ二以上ノ逕信局管内ニ涉ルモノニ付テハ關係逕信局長協議ノ上之ヲ決定スベシ

第十三條 電信局所又ハ電話局所警報ヲ入手シタルトキハ警報受領者ニ對シ當該警報ヲ電話其ノ他便宜ノ方法ニ依リ速報スベシ

第十四條 特ニ指定スル電信局所及電話局所ニ於テ敵航空機(敵ノ疑アルモノヲ含ム)又ハ航空機ヲ搭載シ若ハ其ノ搭載ノ疑アル敵艦艇モノヲ含ムヲ發見シタルトキハ第八條ニ定ムル通報事項ヲ防空機關ニ速報スベシ

第十五條 逕信局長私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲシテ防空通信ヲ取扱ハシムルノ要アリト認ムルトキハ逕信大臣ノ名ニ於テ之ヲ防空通信ニ供用スベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ要旨ヲ逕信大臣ニ報告スベシ

第十六條 逕信局長前條ニ依リ私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲ防空通信ニ供用シタル場合ハ左ノ區別ニ依リ當該施設者ニ對シ事業用物品ヲ交付スベシ但シ當該逕信局長ニ於テ其ノ要ナシト認ムル場合ハ其ノ全部又ハ一部ノ交付ヲ省略スルヲ妨ゲズ

第十七條 逕信局長ニ於テ防空通信上必要ト認ムル場合ニ依リ私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲ防空通信ニ供用シタル場合ハ左ノ區別ニ依リ當該施設者ニ對シ事業用物品ヲ交付スベシ但シ當該逕信局長ニ於テ其ノ要ナシト認ムル場合ハ其ノ全部又ハ一部ノ交付ヲ省略スルヲ妨ゲズ

合逕信大臣ノ指令ヲ俟ツ進ナキトキハ逕信大臣ノ名ニ於テ其ノ管内ニ在ル私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ノ設備ノ變更、使用ノ制限若ハ停止ヲ命ズルコトヲ得

第二章 防空電報

第一節 電信又ハ電話ニ依ル取扱

防空通信取扱規程

第二十二條 防空電報ハ左ノ順位ニヨリ又一般電報ト混交スルトキハ下記ノ區別ニ依リ之ヲ送達スベシ

第二十三條 情報及指揮連絡報ノ種類ハ左ノ略號ヲ以テ之ヲ記載スベシ

防空通信取扱所ヨリ前項ノ電報ヲ直接受信シタル電信局所防空通信取ニ於テハ其ノ著信局所名ヲ記載スベシ

第二十七條 防空通信取扱所ニ發著スル局報ハ當該取扱所ト直接通信ヲ爲ス電信局所防空通信取ニ於テ當該取扱所ニ代リ之ヲ處理スベシ但シ當該局報ニ用フベキ發信局所名ハ當該防空通信取扱所名ヲ使用スベシ

第二十八條 電信機ニ依リ警報ヲ同時送信セントスルトキハ同時喚呼符號ニ代ヘ警報前置符號

ヲ三回連送シテ關係局所ヲ同時ニ喚呼シタル後其ノ應答ヲ待タズ直ニ本文ヲ凡ソ五回發送シ又一局所ノミニ警報ヲ送信セントスルトキハ當該局所ヲ喚呼出略號ノ次ニ警報前置符號ヲ附加スベシタル後其ノ應答ヲ待テ「可受」符號ニ代ヘ警報前置符號ヲ送り直ニ本文ヲ二回送信スベシ前項ノ場合ニ於テ自局所ガ通信中ナルトキハ直ニ之ヲ中止シ、他局所ガ通信中又ハ喚呼中ナルトキハ直ニ其ノ通信又ハ喚呼ヲ遮止シ警報前置符號ヲ送り自

局所ニ警報アルコトヲ知ラシムベシ
通信中又ハ喚呼中ノ局所ニ於テ前項ノ警報前置符號ヲ感知シタルトキハ直ニ其ノ通信又ハ喚呼ヲ中止スベシ

第二十九條 電話機ニ依リ警報ヲ同時送信セントスルトキハ同時喚呼符號ニ代ヘ警報前置符號
ヲ二回送信シテ關係局所ヲ同時ニ呼出シタル後其ノ應答ヲ待テ本文ヲ普通辭ノ稱呼ヲ以テ二回送信シ、又一局所ノミニ警報ヲ送信セントスルトキハ當該局所ヲ呼出シ其ノ應答ヲ待テ直ニ本文ヲ普通辭ノ稱呼ヲ以テ二回送信スベシ

前項ノ場合ニ於テ自局所ガ通信中ナルトキハ直ニ之ヲ中止シ、他局所ガ通信中又ハ呼出中ナルトキハ直ニ其ノ通信又ハ呼出ヲ遮止シ警報前置符號ヲ送り自局所ニ警報アルコトヲ知ラシムベシ

通信中又ハ呼出中ノ局所ニ於テ前項ノ警報前置符號ヲ感知シタルトキハ直ニ其ノ通信又ハ呼出ヲ中止スベシ
第三十條 警報ハ適宜ノ用紙ニ之ヲ受信シ直ニ警報監査局ニ對シ受信證及自局所ノ呼出略號
電話機ニ依リ

所ヲ發出スベシ

警報監査局前項ノ規定ニ依ル受信證ノ發出ナキ局所アルトキハ該局所ヲ喚呼シ當該警報ヲ送信スベシ

第三十一條 前條ノ警報監査局ハ所轄通信局長ニ於テ各回線別ニ豫メ之ヲ決定シ警報傳達系統ニ併セ關係局所ニ通達スベシ此ノ場合關係回線中ニ他ノ通信局管内ノ局所アルトキハ關係通信局長ニ協議ノ上之ヲ決定スベシ

第三十二條 電報類信紙其ノ他用紙ニ「情報」ト記載シ又ハ其ノ旨申出デ差出シタル電報ハ第八條ニ該當スルモノナルヤヲ調査シ之ニ該當スト認ムルモノニ限り領諾ノ旨ヲ告グ著信局所名、種類及受付時刻ヲ記載スベシ

第三十三條 電信機ニヨリ情報ヲ送信セントスルトキハ對手局所ヲ喚呼
呼出略號ノ次ニ情報符號
其ノ應答ヲ待テ「可受」ノ符號ニ代ヘ情報符號ヲ送り直ニ著信局所名、種類、名宛及本文ヲ送信スベシ
電話機ニ依リ情報ヲ送信セントスルトキハ對手局所ヲ呼出シ其ノ應答ヲ俟テ「情報」ト稱呼ノ上前項ノ

防空通信取扱規程

例ニ依リ之ヲ送信スベシ

前二項ノ場合ニ於テ自局所ガ通信中ナルトキハ直ニ之ヲ中止シ、他局所ガ通信中又ハ喚呼中ナルトキハ直ニ其ノ通信又ハ喚呼ヲ遮止シ情報符號ヲ送り自局所ニ警報アルコトヲ知ラシムベシ
通信中又ハ喚呼中ノ局所ニ於テ前項ニ依リ情報アルコトヲ感知シタルトキハ直ニ其ノ通信又ハ喚呼ヲ中止スベシ

第三十四條 電報類信紙餘白ニ「指揮連絡報」若ハ「緊急指揮連絡報」ト記載シ又ハ其ノ旨申出デ差出シタル電報ハ第九條ニ該當スルモノナルヤヲ調査シ之ニ該當スト認ムルモノニ限り領諾ノ旨ヲ告グ著信局所名、種類及受付時刻ヲ記載スベシ

第三十五條 指揮連絡報ハ著信局所名、種類、發信局所名、名宛及本文ヲ送信スベシ

第二節 無線電信又ハ無線電話ニ依ル取扱
第三十六條 無線局ニ於テ防空通信符號
無線電信ニ依ル場合ハ
無線電話ニ依ル場合ハ
「防 空」

防空通信取扱規程

又ハ防空通信ノ發信ヲ感受シタルトキハ船舶又ハ航空機遭難通信ヲ除クノ外之ヲ妨害スル虞アル發信ヲ見合スベシ

第三十七條 防空電報ノ速達上必要アリト認ムルトキ又ハ已ムヲ得ザル事由アルトキハ本規程ニ拘ラズ有テト認ムル電力並電波ノ型式及周波數ヲ使用スルヲ妨グズ

第三十八條 警報又ハ情報ヲ送信セントスル場合必要アリト認ムルトキハ略符號「QRT」及防空通信符號ヲ送リ他ノ無線電信ヲ停止セシムルコトヲ得但シ船舶又ハ航空機遭難通信ヲ停止セシムルコトヲ得ズ

第三十九條 陸上局ニ於テ警報ヲ入手シタルトキハ海岸局ニ在リテハA二電波五〇〇kc船舶局ヲ對手トスルモノニ在リテハA二電波一六五〇kc三六四kc A三電波一六五〇kc 航空局ニ在リテハA二電波三三三kc及六五九三kcノ周波數ヲ以テ自局通信圖ニアル移動局ニ對シ左ノ順序ニ從ヒ沈黙時間中ト雖直ニ之ヲ放送シ爾後適宜之ヲ再放送スベシ

一 防空通信符號

三 回

二二二

二 本文符號 無線電信ニ依ル場合ニ限ル 一回
三 本文 二回
四 自局呼出符號 二回

前項第三號ノ本文ハ無線電信ニ依リ送信セントスルトキハ第十一條ノ規定ニ依ル略號ニ警報發令區域名普通辭ヲ冠シ無線電話ニ依リ送信セントスルトキハ普通辭ノ稱呼ヲ以テ之ヲ送信スベシ
陸上無線電信無線電話ニ於テ特定ノ無線電信無線電話ニ對シ特ニ警報傳達ノ要アリト認ムルトキハ緊急符號ヲ冠シ該無線電信無線電話ヲ呼出シ其ノ應答ヲ待チ一般ノ例ニ依リ當該警報ヲ送信スベシ

第四十條 移動局ニ於テ前條ノ呼出ヲ感知シタルトキハ該警報ヲ受信シ直ニ送話管、電話其ノ他適宜ノ方法ニ依リ船長、機長又ハ相當責任者ニ之ヲ通知スベシ
空襲警報ヲ受信シタルトキハ空襲警報解除ヲ受信スル迄成ルベク無休ニ聽守スベシ

第四十一條 移動局電報類信紙其ノ他ノ用紙ノ餘白ニ「情報」ト記載シ又ハ其ノ旨申出デ差出シタル電報

アルトキハ第八條ニ該當スルモノナルヤヲ調査シ之ニ該當スト認ムルモノニ限リ領諾ノ旨ヲ告グベシ

第四十二條 移動局前條ニ依リ情報ヲ受付タルトキハ沈黙時間中ト雖モ直ニ船舶局ニ在リテハA二又ハB電波五〇〇kc 漁船ニ設置シタル船舶局ニ在リテハA一六五〇kc 航空機局ニ在リテハA二又ハB電波三三三kc

又ハ六二一〇kcノ周波數ニ依リ防空通信符號ヲ冠シ陸上局ヲ呼出シ其ノ應答ヲ待チ左ノ順序ニ依リ之ヲ送信スベシ

- 一 對手呼出符號 一回
- 二 自局名前置符號 一回
- 三 自局呼出符號 一回
- 四 本文符號 一回
- 五 情報 二回

第四十三條 陸上局ニ於テ前條ノ情報ヲ受信シタルトキハ第十四條ニ定ムル防空機關ニ之ヲ通報スベシ
前項ノ通報ニシテ電報ニ依ルモノハ著信局所名、種類及受付時刻ヲ記載シ第三十三條ニ依リ、電話ニ依

防空通信取扱規程

二二三

ルモノハ情報電話ノ例ニ依リ、又無線電信又ハ無線電話ニ依リ防空機關ニ直接通報スルモノハ前條ノ例ニ依リ之ヲ送達スベシ
第四十四條 普通辭ヲ以テ記載シタル指揮連絡報ヲ無線電信又ハ無線電話ニ依リ送信スルトキハ其ノ本文ハ末尾ノ文字ヨリ逆ニ送信スベシ
前項ノ電報ハ其ノ本文ヲ讀書シタル上配達ノ交付又ハ有線電信系上若ハ有線電話系上ノ傳送ヲ爲スベシ

第四十五條 移動局ニ於テ指揮連絡報ヲ受信シタルトキハ直ニ船長、機長又ハ相當責任者ニ之ヲ交付スベシ
第四十六條 無線方位測定機ヲ有スル無線局ニ於テ敵航空機ノ無線電信又ハ無線電話ノ發振ヲ感受シタルトキハ直ニ其ノ方位ヲ測定シ移動局ニ在リテハ陸上局へ、陸上局ニ在リテハ第十四條ニ定ムル防空機關ニ之ヲ通報スル等機宜ノ措置ヲ講ズベシ

前項ノ通報ハ情報ニ準ジ之ヲ取扱フベシ
第四十七條 第二十二條乃至第二十七條、第三十四條及第三十五條ノ規定ハ艦船又ハ航空機ニ發著スル防

防空通信取扱規程

空電報ニ、第二十二條乃至第二十七條及第三十二條乃至第三十五條ノ規定ハ無線電信又ハ無線電話ニ依リ取扱フ其ノ他ノ防空電報ニ付之ヲ準用ス

第三章 防空通話

第一節 電話ニ依ル取扱

第四十九條 防空通話ハ左ノ順位ニ依リ又一般通話ト混交スルトキハ下記ノ別區ニ依リ之ヲ又扱フベシ

- 一 警報 一切ノ通話ニ優先ス
二 情報 豫約通話ニ優先ス
三 指揮連絡報 至急通話ト同順位トス但シ緊急指揮連絡報ハ至急通話及夜間至急通話ニ優先ス

第五十條 防空通話ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ種別ヲ確メタル上關係交換證又ハ通話券ノ相當欄ニ左ノ略號ニ依リ其ノ種別ヲ記入スベシ

防空警報アル旨ヲ告ゲ其ノ接続ヲ中斷スベシ
第五十五條 情報ノ取扱ニ際シ關係回線又ハ關係電話ヲ警報若ハ情報以外ノ通話ニ使用中ナルトキハ當該通話者ニ防空情報アル旨ヲ告ゲ其ノ接続ヲ中斷スベシ

第五十六條 前二條ノ規定ニ依リ中斷シタル通話ハ機械設備上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外當該防空通話終了後速ニ再ビ接続シ通話時間ハ中斷前後ヲ通算シテ之ヲ決定シ關係交換證ノ備考欄又ハ關係通話券ノ郵便切手貼付欄ニ中斷及再開時刻ヲ適宜記入シ置クベシ

豫約通話又ハ定時通話ヲ中斷シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ回線障礙ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ
第五十七條 防空通話ニ關シテハ一通話時終了毎ニ爲スベキ通話時數ノ注意ハ之ヲ省略スベシ

第五十八條 電話ニ依リ第六條第一號ノ警報ヲ傳達スル場合ハ關係電話局所ヲ呼出シタル上當該警報ヲ普通辭ノ稱呼ヲ以テ二回通報スベシ

第五十九條 電話局所前條ニ依ル警報ノ傳達ヲ受ケタ

防空通信取扱規程

二一四

- 一 警報 報 略號 ケイ
二 情報 報 報 シキ 緊急指揮連絡報ニハ「ウナ」ト冠記スベシ
三 指揮連絡報 報 報

第五十一條 防空通話ノ請求ヲ受付ケタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ後位局ニ之ヲ通報スベシ

- 一 警報 報 警報何局何番
二 情報 報 情報何局何番
三 指揮連絡報 指揮連絡報何局何番、緊急指揮連絡報ニ在リテハ緊急指揮連絡報何局何番

第五十二條 警報又ハ情報ハ機械設備上其ノ他已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外直通接続ノ取扱ヲ爲スベシ

第五十三條 防空通話ヲ接続セントスルトキハ先ヅ防空通話ナル旨ヲ告ゲタル上其ノ接続ヲ爲スベシ

第五十四條 警報ノ取扱ニ際シ關係回線又ハ關係電話ヲ警報以外ノ通話ニ使用中ナルトキハ當該通話券ニ

ルトキハ第十一條ノ例ニ依リ適宜ノ用紙ニ之ヲ書取リ反復校正シタル上領諾ノ旨ヲ告グベシ

第六十條 防空通話ノ爲ニスル呼出ハ總テ無料トシ左ニ依ルノ外一般ノ呼出ノ例ニ準ジ之ヲ處理スベシ
一 呼出ノ請求ヲ受ケタルトキハ防空通電發受信資格者相互間ニ於ケル呼出ナルコトヲ確メタル上之ヲ受付クルコト
二 通話局ニ於テ前納通話券ヲ作成スルトキハ裏面

前納通話料欄ニ「無料」ト記入スルコト
三 前納通話券ニ依リ通話ノ請求ヲ受ケタルトキハ被呼者ガ呼出請求者トノ間ニ通話スルモノナル場合ニ限り之ヲ取扱ヒ通話終了後表面通話料欄ニ「無料」ト記入スルコト

第六十一條 防空船舶通話ハ左ノ順位ニ依リ又一般船舶通話ト混交スルトキハ下記ノ區別ニ依リ之ヲ取扱フベシ

- 一 警報 報 船舶遭難通話ト同順位トス
二 情報 報 船舶緊急通話及船舶安全通話 船舶無線

防空通信取扱規程

電話通話規則第六ニ優先ス
條ニ依ル通話トス
三 指揮連絡報 至急通話ト同順位トス但シ緊急指揮連絡報ハ至急通話ニ優先ス

第六十二條 第三十六條乃至第四十條、第四十三條、第四十六條及第五十條乃至第六十條ノ規定ハ防空船舶通話ニ付之ヲ準用ス

第六十三條 無線電話局所ニ於テ無線電話ニ依リ取扱フ防空通話ニシテ防空船舶通話ニアザルモノノ取扱ニ關シテハ第三十六條乃至第三十八條及前節ノ規定ヲ準用ス

第四章 加入電話及専用電話ニ關スル料金

第六十四條 防空監視哨ニ臨時設置スル電話ノ加入申込又ハ電話ノ加入ニ付テハ電話線設備料ハ之ヲ免除スベシ

第六十五條 防空機關相互間ニ於テ防空通信ノ用ニ供スル爲臨時ニ施設スル市内専用電話ニ付テハ回線設備料及機械設備料ハ之ヲ免除スベシ防空機關ヲ一方

ノ電話機設置場所トスルモノト雖所轄通信局長ニ於テ防空通信ノ専用ニ供スルモノト認ムルモノニ付亦同シ
第六十六條 防空通信ノ用ニ供スル爲施設スル市外電話回線ノ専用ニ關スル料金ハ別ニ通牒スル所ニ依ルベシ

第五章 防空訓練通信

第六十七條 防空通信規則第十六條ニ依リ防空ノ訓練ニ際シ防空通信規則ヲ準用スル場合ハ第十七條、第五十四條乃至第五十六條及第六十四條ヲ除クノ外本規定ヲ準用ス

第六十八條 通信局長防空ノ訓練ニ際シ當該防空訓練ヲ主宰スル防空機關ヨリ之ガ實施ニ關シ協議ヲ受ケタルトキハ當該訓練ノ實施期間、實施區域及計畫概要並防空通信規則準用ノ要否ニ關スル意見ヲ速ニ通信院總裁ニ報告スベシ

附 則

本公達ハ昭和十三年二月十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本公達ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

防空通信取扱ニ關スル件

昭和十三年一月二十九日
通牒電業第一二四號

今般省令第九號ヲ以テ防空通信規則、公達第二百二十七號ヲ以テ防空通信取扱規程制定セラレ二月十日ヨリ實施ノコトニ別途公布相成候處右ハ防空ノ重大性ニ鑑ミ之ガ實施上必要ナル通信ノ疏通ヲ一層迅速圓滑ナラシメ以テ國土防衛ニ違算ナキヲ期セントスル趣旨ニ有之候ニ付テハ左記事項諒知ノ上關係規定ニ付充分研究相成取扱上遺漏ナキヲ期セラレ度

追テ本省令及公達ノ實施ニ依リ之ニ抵觸スル從來ノ通牒等ハ自然消滅ノ義ト諒知相成度

一 防空通信ハ警報、情報及指揮連絡報ノ三種トシ戰時又ハ事變ニ際シ防空機關相互間ニ發受スルモノニ限定セラルルモノニシテ防空機關ニ非ザル一般公衆ハ防空通信ノ請求ヲ爲シ得ザルモノナルコト

防空通信取扱ニ關スル件

二 防空通信規則 以下規則 及防空通信取扱規程 以下規程ニ於テ防空機關トハ左ノ機關ヲ指稱スルモノナルコト

(イ) 陸軍關係

陸軍省、參謀本部、防衛司令部、師團司令部、要塞司令部、地區防衛隊司令部、防空監視隊本部、防空監視哨、防空戰鬥部隊

(ロ) 海軍關係

海軍省、軍司令部、鎮守府、要港部、海兵團、航空隊、海軍通信隊、防備隊、防備衛所、望樓、海軍港務部、對空見張所、海軍艦船

(ハ) 内務省關係

内務省、道府縣廳、警察署（駐在所及派出所ヲ含ム）、消防署、防空監視隊本部、防空監視哨、防空法第三條ニ依ル防空計畫設定者、市區町村役場

(ニ) 其ノ他

官廳、無線電信機ヲ裝置スル船舶又ハ航空機及無線電話機ヲ裝置スル船舶

三 規則及規程ニ於テ防空警報發令官トハ當該防空實

施區域ノ防衛ヲ擔任スル防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官及之等ノ指定スル者ヲ指稱スルモノナルコト

四 警報傳達系統ハ電信回線ニ依ルヲ原則トシ電信回線ニ依ル連絡ナキ場合又ハ電信電話共用線ニ依ル場合ハ電話回線ニ依ル方針ヲ以テ之ヲ設定スルコト

五 警報ノ傳達ニ付テハ可及的同時送信ヲ爲シ得ル様特殊装置ヲ爲スコトニ考究スルコト

六 警報受領者ニ對スル警報傳達ノ方法ハ電話ニ依ルヲ原則トシ之ニ依リ得ザルモノハ警報受領者ニ於テ受報者ヲ窓口ニ派遣セシムル等特殊ノ事情アルモノヲ除クノ外配達ニ依ル傳達ヲ爲サザルコト

七 規程第五條ノ局所ニ於ケル時間外取扱ニ付テハ之ガ爲特ニ服務時間ノ延伸等ヲ要スル義ニ非ザルモ防空通信ノ重要性ニ鑑ミ出來得ル限り之ガ取扱ニ應ズル趣旨ナルコト

八 電信局所又ハ電話局所ニ於テ當該通信ノ一部分が防空通信ノ範圍ヲ逸脱スルヤニ認ムル場合ハ一應其ノ取扱ヲ了シ事後當該防空機關ニ之ヲ注意スルト共ニ

必要アル場合ハ所轄通信局長ニ其ノ要旨ヲ報告スルコト

九 防空通信ハ深夜又ハ晝間繁忙時ニ於テ突如發信セラルル場合アルベキニ付人員配置及服務方法ニ關シ特ニ配意シ取扱上齟齬ナキヲ期スルコト

十 警察事務ノ専用ニ供スル爲施設シタル官廳用ノ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ハ警察官憲相互間ニ發受スル防空ノ實施上必要ナル通信ヲ當然爲シ得ル義ニ付此限度ニ於テハ規則第九條ニ依ル供用ヲ爲スノ要ナキコト

尙私設又ハ官廳用ノ無線電信中船舶無線電話ト交信ノ目的ヲ以テ陸上ニ施設シタルモノ又ハ船舶若ハ航空機ニ施設シタルモノニシテ現ニ公衆通信ニ供用シ居ラザルモノハ全部之ヲ防空通信ニ供用スルコト

十一 防空通信取扱所ニ對シ交付スベキ事業用物品ハ一應規定ニ例示シタルモ當該取扱所ノ實情ニ應ジ適宜之ヲ省略スルモ差支ナキコト

十二 防空通信取扱所ニ對シテハ成ルベク所轄通信局長ニ於テ防空通信ノ取扱ニ關スル平易ナル解説書様ノ

モノヲ作成配布シ其ノ取扱ニ齟齬ナカラシムルコト

十三 防空通信關係書類ハ整理後三ヶ月間自局所ニ保存スルモノナルガ右期間ヲ經過シタルモノハ物品ニ關スル一般規定ニ依リ處理スルコト

十四 規程第十四條ニ依ル局所ノ防空監視ガ義務的ニ非ザルモ事務上支障ナキ範圍ニ於テ成ルベク敵機ノ來襲ニ注意シ若シ敵機又ハ敵機ノ疑アル航空機ヲ發見シタルトキハ直ニ所定ノ防空機關ニ之ヲ通報スルコト

前項ノ局所ニシテ航空機ヲ搭載シ若ハ其ノ搭載ノ疑アル敵艦艇(敵ノ疑アルモノヲ含ム)ヲ發見シタルトキハ航空機發見ノ例ニ依リ通報スルコト

十五 規程ニ於テ無線局、陸上局、海岸局、航空局、移動局、船舶局又ハ航空機局ト指稱セル局中ニハ既設局ノ外規則第九條ニ依ル防空通信取扱所ヲ省略スルモノヲモ含ム義ナルコト

十六 防空通信ニ關シ規則、規程其ノ他ニ依リ通信局長ニ於テ專決シタル事項並防空通信ノ利用狀況及警報傳達ノ實況等ハ通信局長ニ於テ適宜之ヲ取纏メ當分

防空通信取扱ニ關スル件

ノ内其ノ都度電務局長ニ通告スルコト

第二 防空電報

一 防空電報ハ當分ノ内和文電報ノミ取扱フモノナルニ付私設又ハ官廳用ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話ヲ防空通信ニ供用スル場合交付スル物品ハ和文電報關係ノモノニ限リタルコト

二 防空通信取扱所ト直接連絡ヲ爲ス一般接續局所ニ於テハ左ノ方法ニ依ルコト

(イ) 取扱所發信防空電報ニ對シ其ノ著信局所名ヲ指定スルコト

(ロ) 取扱所ニ發著スル局報ハ當該取扱所ニ代リ照復シ自局原書トシテ之ヲ處理スルコト此ノ場合發受信人ニ通知ヲ要シ又ハ電報原書ニ校正若ハ補足等ヲ要スル場合ハ其ノ要旨ヲ取扱所ニ通知スルコト

(ハ) 前各號ノ外取扱所ニ於ケル電報取扱方ニ付テハ必要ニ應ジ之ヲ指導スルコト

三 警報ハ隨時發令セラルルモノナルニ付警報送來回

防空通信取扱ニ關スル件

- 線ニ對スル人員配置ニハ特ニ留意シ苟モ其ノ受信ヲ洩スガ如キコトナキ様充分配意スルコト
- 四 警報監査局ニ指定セラレタル局所ハ特ニ警報ノ送來ニ注意シ受信證ノ送出ナキ局所ニ對シテハ直ニ送信方取計ヒ可及的速ニ全局所ヘノ傳達ヲ全カラシムル様配意スルコト
- 五 情報及指揮連絡報ノ取扱ニ方リテハ他ノ電報トノ送達順位ノ識別ヲ容易ナラシムル爲適宜ノ方法ヲ講ジ取扱上齟齬ヲ生ゼシメザル様特ニ配意スルコト
- 六 指揮連絡報ハ至急官報ト同順位ノ外國電報及外國無線電報トモ當然同順位ナルコト
- 七 海岸局又ハ航空局ニ於テ警報ヲ入手シタルトキハ其ノ圈内ニ在ル船舶局又ハ航空機局ニ對シ最大電力ヲ以テ之ヲ放送シ(放送ノ場合本文略號ハ之ヲ普通辭ニ翻譯シ放送スルモノトス)必要アラバ爾後數回反復放送スル等其ノ周知ニ付テ特ニ配意スルコト
- 八 船舶局及航空機局ハ警報ノ放送ニ最善ノ注意ヲ拂ヒ其ノ受信ニ努ムルコト
- 九 警報ハ海岸局又ハ航空局ヨリ放送セラルルノミナ

ラズ時トシテ軍艦ヨリ通報セラルル場合アルベキニ付注意スルコト

- 十 防空情報通信規約(昭和十二年九月一日附電無第二七〇七號通牒)中通信方法ニ關スル第三條以下ノ規定ハ規則及規程ノ實施ト共ニ之ヲ廢止セシムルベキコト

第三 防空通話

- 一 防空市外通話ヲ利用スベキ區間及其ノ電話番號ハ通信局ニ於テ防空機關ト協議シ成ルベク之ヲ特定シムルコト
- 二 警報通話ヲ請求シ得ルモノハ防空警報發令官ニ即ルモノナルコト
- 三 電話局ニ於テ防空通話ノ請求ヲ受ケタルトキハ正當發信資格者ナルコトヲ確メタル上受付タルコト
- 四 度數料金施行地ノ市内通話ヲ警報又ハ情報取扱上ノ必要ニ依リ中斷シタルトキ之ヲ再接續スルコト困難ナル場合ハ電話規則第五十三條第三號ニ準ジ當該中斷電話ヲ課電話度數中ニ算入セザルコト

五 公衆電話所發信ノ市内通話ヲ中斷シタル場合ハ適宜ノ用紙ニ中斷及再開時刻ヲ記録シ置クコト

- 六 中斷シタル通話ニシテ機械設備上再接續シ得ザリシモノト雖後刻關係通話者ヨリノ申出ニ依リ中斷ノ事實ヲ確認シ得タルモノハ再接續スルコト
- 七 規則第八條第一項ノ規定ハ度數料ノ徵收ニ影響ナキコト
- 八 防空通話ノ爲ノ呼出ハ無料呼出ノ例ニ準ジ處理スルモ其ノ取扱範圍ハ同一加入區域内ニ限定セララルモノニハ非ザルコト(無料電話規程第八條第二號參照)
- 九 指揮連絡報ハ國際通話ニ優先セザルコト
- 十 無線電話ニ依ル防空通話ニハ出來得ル限り秘話裝置ヲ使用スルコト

第四 防空訓練通信

- 一 防空訓練連絡報ニ對シ規則及規程ヲ準用スル場合ハ大體ニ於テ道府縣以上ノ地域ニ互リ訓練ヲ實施スル場合ハ之ニ準ズル大規模ノ訓練ニ限ルコトトシ其官廳用ノ電信及電話ニ關スル件

ノ都度之ヲ告示スル方針ナルコト

官廳用ノ電信及電話ニ關スル件

明治三十三年八月三十一日 勅令第三百五十六號

朕官廳用ノ電信及電話ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

官廳が事務執行ノ爲電信電話ヲ施行スルトキハ軍用電氣通信法ニ依ルモノヲ除クノ外總テ通信大臣ノ定ムル規程ニ依ルコトヲ要ス

前項ニ依リ施設シタル電信電話ニシテ鐵道所屬ノモノ及公衆通信ノ用ニ供スル電信電話ナキ地ニ施設シタルモノ竝ニ當該官廳ノ事務執行ニ差支ナキモノハ通信大臣之ヲ公衆通信ノ用ニ供スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ官廳ニ於テ施設スル無線電信無線電話ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治三十三年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

官廳用無線電信無線

電話規則

大正九年十一月二十四日
省令第百十七號

第一條 明治三十三年勅令第三百五十六號ニ依リ官廳用ノ無線電信又ハ無線電話ハ左ニ掲グルモノニ限リ陸上ニ施設スルモノニ在リテハ通信院總裁、船舶ニ施設スルモノニ在リテハ所轄通信局長ノ承認ヲ受ケ之ヲ施設スルコトヲ得但シ第六號ノ二ニ依ルモノハ承認ヲ受ケズシテ之ヲ施設スルコトヲ得

一 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

二 特定ノ事務ニ用フル船舶相互間ニ於テ其ノ事務ノ用ニ供スル目的ヲ以テ船舶ニ施設スルモノ

三 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ專用ニ供スル目的ヲ以テ電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナキ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

四 電信、電話、無線電信又ハ無線電話ニ依ル公衆通信ノ連絡ナク前號ノ規定ニ依ルヲ不適當トスル陸地相互間又ハ陸地船舶間ニ於テ特定ノ事務ニ用フル目的ヲ以テ陸地又ハ船舶ニ施設スルモノ

五 無線電信又ハ無線電話ノ學術研究又ハ機器ニ關スル實驗ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

六 無線電信又ハ無線電話ニ依ル報時通信又ハ氣象通信ノ受信ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

六ノ二 無線電話ニ依ル放送事項聴取ニ專用スル目的ヲ以テ施設スルモノ

七 前各號ノ外通信院總裁ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ

第一條ノ二 前條但書ニ依リ無線電話ヲ施設シタルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ十日以内ニ所轄通信局長ニ届出ツベシ其ノ事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

一 施設者名

二 機器裝置場所

三 機器ノ種類、真空管式ナルトキハ真空管ノ箇數ヲ附記ノコト

四 受信可能周波數

五 施設年月日

前項届書ニハ聴取セムトスル放送無線電話ノ施設者ニ對スル聴取契約書ヲ添付スベシ

第二條 通信院總裁ハ公衆通信上必要ト認ムルトキハ官廳用ノ無線電信又ハ無線電話ヲ廢止セシメ又ハ其ノ設備ヲ變更セシムルコトアルベシ

第三條 私設無線電信無線電話規則及放送用私設無線電話規則第十條第十三條第十四條第一項但書及ノ規定第一號並第十五條乃至第十七條ヲ除クノ規定ハ官廳用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用ス但シ私設無線電信無線電話規則第三十六條及第四十條ノ規定ハ第一條第五號又ハ第六號ニ依リ陸上ニ施設シタル官廳用ノ無線電信又ハ無線電話ニ、私設無線電信無線電話規則第七十九條及第八十條ノ規定ハ第十一條第五號ニ依リ陸上ニ施設シタル官廳用ノ無線電信又ハ無線電話ニ之ヲ準用セズ

附 則

第四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條 本令施行前官廳ニ於テ施設シ現ニ其ノ用ニ供

船舶無線電話通話規則

スル無線電信又ハ無線電話ハ本令ニ依リ之ヲ施設シ其ノ使用ヲ開始シタルモノト看做ス

第六條 前條ニ依ル官廳用ノ無線電信又ハ無線電話ニ關シテハ本令施行ノ月ヨリ三十日以内ニ私設無線電信規則第六條各號ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ通信院總裁ヘ提出スベシ

船舶無線電話通話規則

昭和十一年八月六日
省令第二十六號

通信院公達第二百七十七號
通信局、通信官署

昭和十九年五月十九日限り船舶内無線電信局ニ於ケル船舶通話ノ業務ヲ休止シ船舶内無線電話取扱所ヲ閉鎖ス

昭和十九年五月九日

第一條 陸地船舶間又ハ船舶相互間ニ於テ無線電話ノ媒介ニ依リ行ハルル通話(以下船舶通話ト稱ス)ハ

本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ取扱フ

第二條 船舶通話ヲ取扱フ電話官署、船舶通話ノ取扱時間及取扱ニ關スル制限ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條 船舶通話ハ左ノ二種トス

- 一 普通通話
- 二 至急通話

第四條 船舶通話ハ左ノ順位ニ依リ之ヲ取扱フ

- 一 至急通話
- 二 普通通話

同一順位ノ通話ハ請求ノ順序ニ依リ之ヲ取扱フ但シ請求ノ際通話開始ヲ希望スル時刻ヲ申出デタルモノハ通話ノ順位ヲ繰上グルコトナキ限り之ヲ參酌シ取扱フ

第五條 船舶遭難救助上必要ナル事項ヲ通知スル船舶通話ハ最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電信官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中斷スルコトアルベシ

第六條 船舶航行上ノ危険警戒其ノ他海上ニ於ケル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通知スル船舶通話ニ

シテ電信官署ニ於テ緊急ノ性質ヲ有スルモノト認ムルモノハ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フ

前項ノ場合電信官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ無線電話官署相互間ニ發著スル船舶通話ニ限り之ヲ中斷スルコトアルベシ

第七條 電話加入者電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者ト通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ所屬電話官署ニ申出デ當該官署ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スベシ

一 通話種別(普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ)

二 對話船舶名及對話者氏名(對話者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級、乗組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スベシ)

三 請求者電話番號

四 指定事項(第九條ニ定ムル場合ニ限ル)
電話加入者ニ非ザル者電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者通話ヲ爲サントスルトキハ通話券又ハ前納通話券ニ前項各號ニ準ズル事項ヲ記入シ之ヲ電話官署ニ差出スベシ

第八條 電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者電話加入者ト通話ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ當該電話官署ニ申出デ其ノ指示ニ從ヒ左ノ事項ヲ通告スベシ

一 通話種別(普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ)

二 對話地名及對話者電話番號

三 請求者氏名(請求者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級及番號、乗組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スベシ)

四 指定事項(第九條ニ定ムル場合ニ限ル)

前項ノ規定ハ電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者相互間ノ船舶通話ニ之ヲ準用ス

第九條 通話請求者ハ第十九條ニ定ムル遠洋船舶通話及船舶内電話官署ニ著スル通話ノ請求ニ際シ左記事項ノ指定ヲ爲スコトヲ得但シ第二號ニ定ムル事項ハ通話取扱上ノ都合ニ依リ之ニ應ゼザルコトアルベシ

一 特定對話者(指名其ノ他ノ方法ニ依ル希望對話者)

二 通話開始時刻

第十條 通話請求者ハ通話ノ請求ヲ受付ケタル電話官

署ガ關係無線電話官署ニ對シ通話取扱通知前ナル場合ニ限り其ノ通話ニ關スル事項ノ變更ヲ請求スルトコトヲ得但シ普通通話ヲ至急通話ニ變更セントスル場合ハ通話取扱通知後ト雖モ之ガ請求ヲ妨ゲズ

第十一條 通話請求者ハ通話取扱開始ノ通告ヲ受ケル迄ハ通話ノ請求ヲ爲シタル電話官署ニ對シ通話請求方ニ準ジ通話ノ取消ヲ請求スルコトヲ得但シ第二十一條第一項各號ノ場合ニハ當該請求ハ單ニ電話又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ關係通話券又ハ前納通話券アルトキハ直ニ之ヲ返付ス

第十二條 電話官署ノ設置シアル船舶内ニ在ル者船舶通話ノ取扱ヲ爲ス陸上電話官署ノ呼出區域内ニ在ル者ヲ當該電話官署ニ呼出シ通話ヲ爲サントスルトキハ呼出ノ請求ヲ爲スベシ

前項ノ呼出ノ請求ハ左ノ事項ヲ呼出券ニ記入シ之ヲ電話官署ニ差出スベシ

一 通話種別(普通通話ナルトキハ之ヲ要セズ)

二 通話時分(三分時ナルトキハ之ヲ要セズ)

船舶無線電話通話規則

三 對話地名及被呼者居所氏名

四 請求者氏名(請求者船客ナルトキハ其ノ客室ノ等級及番號、乘組員ナルトキハ其ノ職名ヲ附加スベシ)

第十三條 呼出請求者ハ呼出ノ請求ヲ爲シタル電話官署ニ對シ呼出請求方ニ準ジ呼出ノ取消ヲ請求スルト

ト得但シ關係電話官署ニ對スル呼出通知前ナルトキハ當該請求ハ單ニ電話又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テ關係呼出券アルトキハ直ニ之ヲ返付ス

第十四條 通話接續前又ハ關係陸上無線電話官署ニ對スル呼出通知前ニ於テ當該船舶入港シ岸壁ニ繫留セラレタルトキハ、當該通話又ハ呼出ノ請呼ハ消滅ス此ノ

場合ニ於テハ請求者ニ其ノ旨通告ス

第十五條 電話官署船舶通話取扱上必要アリト認ムルトキハ加入者相互間ノ市内通話ヲ中斷スルコトアルベシ

第十六條 船舶通話ノ接續及呼出ノ通知ハ當該通話ヲ

取扱フ無線電話官署ガ相互ニ確實ニ通信ヲ爲シ得ル状態ニ在ルトキハ之ヲ爲ス

第十七條 船舶通話ハ九分時迄繼續スルコトヲ得但シ有線電話上ニ於ケル豫約新開通話、豫約取扱所通話若ハ定時通話ノ取扱上又ハ無線電話連絡上必要アル場合ニ於テハ通話時間ヲ制限シ又通話取扱上支障ナキ場合ニ於テハ九分時ヲ超ニ通話ヲ繼續セシムルコトアルベシ

第十八條 船舶通話ノ課金通話時間ハ左ノ時刻ヨリ起算シ電話官署之ヲ決定ス

一 船舶内電話官署ニ著スル通話及特定對話者ヲ指定シタル通話ハ當該通話者ト通話請求者トヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻

二 前號以外ノ通話ハ關係電話ヲ接續シ通話請求者ヲ通話シ得ル状態ニ置キタル時刻

電話官署ニ於テ回線ノ故障ニ因リ通話ニ適セズト認ムル時分ハ課金通話時間ニ之ヲ算入セズ

第十九條 船舶通話ニ關スル料金左ノ如シ

甲 陸地船舶間通話

一 普通通話料

船舶ノ位置ニ依ル區別

- イ 東經百十度ヨリ百六十度迄及北緯二十度ヨリ五十度迄ノ海上航行中ノ船舶トノ通話
- ロ 東經百七十度ヨリ百八十度ヲ經テ西經百五十度ニ至ル迄及南緯十度ヨリ零度ヲ經テ北緯六十度ニ至ル迄ノ海上航行中ノ船舶(前號ノ船舶ヲ除ク)トノ通話
- ハ 前各號以外ノ海上航行中ノ船舶トノ通話

最初ノ三分時迄

三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ

三	圓	一	圓
十二	圓	四	圓
二十一	圓	七	圓

一 遠洋船舶通話

遠洋ノ航行區域ヲ有スル船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ(以下遠洋船舶ト稱ス)ニ發著スル通話ヲ謂フ

船舶ノ移動ニ伴ヒ同一日(船舶ニ於テモ内地日附ニ依ルモノトス)中ニ於テ通話ニ對シ適用スベキ通話料ニ異動ヲ生ズル場合ハ當該日中ニ限り其低額ナル料金ヲ適要ス

- 二 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- 三 通話取消料 一回毎ニ 最初ノ三分時迄

船舶無線電話通話規則

一 普通通話料

ノ普通通話料ノ十分ノ一

- 四 呼出料 一回毎ニ 十五錢
- 五 呼出取消料 一回毎ニ 十五錢
- 二 近海船舶通話 近海ノ航行區域ヲ有スル船舶内ニ設置セラレタル電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ(以下近海船舶ト稱ス)ニ發著スル通話ヲ謂フ
- 一 普通通話料 最初ノ三分時迄 一圓五十

船舶無線電話通話規則

二二八

- 錢、三分時ヲ超ユルトキハ
一分時迄毎ニ 五十錢
- 乙 船舶相互間通話
 - 一 遠洋船舶相互間通話
 - 一 普通通話料 最初ノ三分時迄 三圓、三分時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ 一圓
 - 二 至急通話料 普通通話料ノ二倍
 - 三 通話取消料 一回毎ニ 三十錢
 - 二 近海船舶相互間又ハ近海船舶ト遠洋船舶相互間通話
 - 一 普通通話料 最初ノ三分時迄 一圓五十錢、三合時ヲ超ユルトキハ一分時迄毎ニ 五十錢
 - 二 至急通話料 普通通話料ノ二倍
 - 三 通話取消料 一回毎ニ 十五錢
- 三 沿岸船舶通話 各號以外ノ船舶内電話官署ニシテ別ニ告示スルモノ(以下沿岸船舶ト稱ス)ニ發著スル通話ヲ謂フ
 - 一 普通通話料 三分時迄毎ニ五十錢トシ市外通話線ニ接續スル場合ニ於テハ當該區間ノ有線普通通話料ヲ附課ス但シ近海船舶通話料ヨリ高額ナル場合ハ近海船舶通話ノ例ニ依ル
 - 二 至急通話料 普通通話料ノ二倍
 - 三 通話取消料 一回毎ニ 十錢
 - 四 呼出料 一回毎ニ 十五錢
- 一 普通通話料 三分時迄毎ニ五十錢トシ市外通話線ニ接續スル場合ニ於テハ當該區間ノ有線普通通話料ヲ附課ス但シ近海船舶通話料ヨリ高額ナル場合ハ近海船舶通話ノ例ニ依ル
- 二 至急通話料 普通通話料ノ二倍
- 三 通話取消料 一回毎ニ 十錢
- 四 呼出料 一回毎ニ 十五錢

三 通話取消料 一回毎ニ 十錢

陸地船舶間通話ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ沿岸船舶通話ノ料金ヲ適用ス

- 一 神戸又ハ大防港碇泊中(岸壁繋留中ヲ除ク以下同シ)ノ船舶トノ通話但シ神戸中央電話局内裝置無線電話設備ノ媒介ニ依ルモノニ限ル
- 二 門司港碇泊中ノ船舶トノ通話但シ門司郵便局内裝置無線電話設備ノ媒介ニ依ルモノニ限ル

第二十條 第五條及第六條ノ規定ニ依ル船舶通話ハ無料トス但シ有無電話ニ接續ヲ要スルモノハ此ノ限リニ在ラズ

第二十一條 通話請求者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ通話ノ請求ヲ取消シタルトキハ通話取消料ヲ課セズ

- 一 關係電話官署ニ對スル通話取扱通知前ナルトキ
- 二 通話請求ノ當日 船舶ニ於テモ内地ノ日附ニ依ルモノトス中ニ接續可能ノ見込ナリシ通話ガ回線ノ故障、通話ノ輻輳等ニ因リ當該日中ニ接續ヲ爲シ得ザルニ至リタルト

船舶無線電話通話規則

二二九

キ

呼出請求者關係電話官署ニ對スル呼出通知前ニ呼出ノ請求ヲ取消シタルトキハ呼出取消料ヲ課セズ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ通話ノ請求ノ取消アリタルモノト看做シ通話取消料ヲ課ス但シ第二號ノ場合ニ於テ關係回線ノ故障ニ因ルモノナルトキハ通話取消料ヲ課セズ

- 一 通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係通話者ガ通話ヲ爲サザル旨申出デタルトキ
- 二 通話取扱開始ヲ通告セントスルニ當リ喚呼ヲ試ムルモ關係者ノ一方ノ應答ヲ得ザルトキ
- 三 船舶内電話官署ニ著スル通話及特定對話者ヲ指定シタル通話ニ於テ關係對話者ガ不在其他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲シ得ザルトキ

第二十三條 船舶内電話官署ニ請求シタル船舶通話ニ關スル料金ハ當該官署ノ指定ニ從ヒ之ヲ納付スベシ

第二十四條 船舶内電話官署ニ納付シタル船舶通話ニ關スル料金ノ還付請求ハ最寄電話官署ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

船舶無線電話通話取扱ニ關スル件拔萃

二三〇

第二十五條、電信通話規則第四條第三項、第二十條但書及第五、第二十一條指定事項ニ關ス、第二十二條ヲ除ク、第二十三條、第二十六條第一項、第二十八條第二號但書ヲ除ク、第二十九條及第三十條第五號ノ規定ハ船舶通話ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十一年八月八日ヨリ之ヲ施行ス
昭和三年九月逕信省令第四十四號無線電話通話規則ハ之ヲ廢止ス

船舶無線電話通話取扱

ニ關スル件拔萃

昭和十一年八月七日
電無第一六八一號通牒

八、無線局相互間ニ於テ對手局ヲ呼出サントスルトキハ先ヅ受信機ヲ必要ト認ムル周波數ニ調整シ自局ノ通信ガ他ノ通信ヲ妨害セザルコトヲ確メタル上左ノ事項ヲ順次送話スルコト

- 一 對手局呼出符號 三回以下
- 二 「コチラハ」ナル語 一回
- 三 自局呼出符號 三回以下
- 九、呼出ヲ受ケタル無線局ハ直ニ左ノ事項ヲ順次送話シ應答ヲ爲スコト
 - 一 對手局呼出符號 三回以下
 - 二 「コチラハ」ナル語 一回
 - 三 自局呼出符號 一回
- 二十一、船舶遭難ニ關スル通話ハ絕對最先順位ヲ以テ之ヲ取扱フコト、此ノ場合通話接續上必要アリト認ムルトキハ他ノ通話ヲ中斷シテ之ヲ取扱フコト
- 前項ノ通話ガ有線電話ニ接續ヲ要スルモノナル場合ハ至急通話料ヲ課スルコト
- 二十二、船舶遭難ニ關スル通話ヲ無線電話上ニ於テ通知スル場合ハ第八號ノ呼出ニ引續キ、有線電話上ニ於テ通知スル場合ハ其ノ通知ノ冒頭ニ「遭難」ト送り關係用紙ノ餘白ニ「警報」ト記載シ置クコト
- 二十三、船舶遭難ニ關スル事項ヲ無線電話ニ依リ放送セントスル場合ハ左ノ事項ヲ順次送話シ之ニ引續キ

遭難船舶ノ名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ送話スルコト

- 一 「遭難」又ハ「メーデー」ナル語 三回
- 二 「コチラハ」ナル語 一回
- 三 自局呼出符號 三回

二十四、無線局ニ於テ前號ノ船舶遭難ニ關スル放送ヲ受信シタル場合ハ直ニ一切ノ船舶通話ヲ中止シテ應答シ若シ混信ヲ生ゼシムル虞アルトキハ發信ヲ抑制スル等遭難通話ノ目的達成上最善ト認ムル措置ヲ講ズルコト

二十五、無線局ニ於テ船舶遭難ニ關スル放送ヲ受信シ又ハ船舶遭難ノ事實ヲ認識シタル場合ハ必要ニ應ジ其ノ船舶ノ名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ、船舶局ニ於テハ船長及海岸局其ノ他ノ救助上最便宜ノ位置ニ在ル他ノ無線電話へ、海岸局ニ於テハ救助上最便宜ノ位置ニ在ル船舶局其ノ他ノ無線電話及救助機關へ速報スルコト

二十六、船舶航行上ノ危險警戒其ノ他海上ニ於ケル生命財産ノ保全ニ必要ナル事項ヲ通知スル通話ニシテ

船舶無線電話通話取扱ニ關スル件拔萃

二三一

緊急ノ性質ヲ有スト認ムルモノハ其ノ種別ニ從ヒ他ノ通話ニ對シ先順位ヲ以テ之ヲ取扱フコト

- 二十七、前號ノ通話ヲ無線電話上ニ於テ通知スル場合ハ第八號ノ呼出ニ引續キ、有線電話上ニ於テ通知スル場合ハ其ノ通知ノ冒頭ニ「警報」ト送り關係用紙ノ餘白ニ「警報」ト記載シ置クコト
- 二十八、航行警報ヲ附近船舶ニ無線電話ニ依リ放送スル場合ハ左ノ事項ヲ順次送話シ之ニ引續キ必要ナル事項ヲ送話スルコト
- 一 「警報」又ハ「セキユリテ」ナル語 三回
- 二 「コチラハ」ナル語 一回
- 三 自局呼出符號 三回

二十九、船舶局ニ於テ航行警報ヲ受信シタル場合ハ必要ニ應ジ其ノ要領ヲ船長ニ通知スルコト
三十、周波數ノ測定又ハ機器調整ノ爲發信ヲ必要トスル場合ハ他ノ無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信ヲ妨ゲザルコトヲ確メタル上其ノ發信ヲ爲スコト

月日	相手無線局	連絡時間		交信ノ種類	公衆通話		距離	相手無線局ヨリ通知ヲ受ケタル項	記事
		始	終		通話時間	通分			
1/5	秩父丸	午後0.10	0.15	出港通知			350	神戸發廣播へ	
5/5	秩父丸	3.20	3.35	公衆通話	東京	秩父丸	800		何々
5/5	朝日丸	6.00	6.15	呼出通知	朝日丸	神戸	40		
15/6	ばいかる丸	午前6.00	6.05	入園通知			80	正午門司入港ノ豫定	感度良好

船舶安全法抜萃

昭和八年三月十四日 法律第十一號 抜萃

第四條 左ニ掲グル船舶ハ無線電信法ニ依ル無線電信ヲ施設スルコトヲ要ス

一、遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル總噸數十六百噸以上ノ船舶

二、遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル旅客船（十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶）

三、總噸數百噸以上ノ漁船

前項ノ規定ニ依リ無線電信ノ施設ヲ要スル船舶ト雖モ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ主務大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ施設スルコトヲ要セズ

私設無線電信公衆通信

取扱規則抜萃

大正四年十月二十六日 省令第五十三號

第二條 公衆通信ノ取扱ヲ爲ス私設電信又ハ私設無線電信ニ於テハ其ノ専用ノ通信ハ公衆電報ノ私報又ハ至急私報ト同一順位ヲ以テ傳送スベシ但シ鐵道業ノ専用通信又ハ船舶航行ノ安全ニ必要ナル通信ニ限リ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外他ノ通信ニ先チ傳送ス

官報、私報及新聞電報ニ限ル以下之ニ同シ
電信ニ依ルモノノ中著信、著信、中繼信、中繼信

一 公衆電報

無線電信ニ依ルモノノ中著信、著信、中繼信、中繼信

但シ陸地間ニ發著スル無線電報ニ付テハ前掲電信ニ依ルモノニ同シ

二 公衆通信ノ交換通信

三 直配達區域内ヘノ配達又ハ汽車中ニ在ル受信人ヘノ交付

附錄樣式

私設無線電信公衆通信取扱規則抜萃

ルコトヲ妨ゲズ

第三條 電信法第二條第四號又ハ無線電信法第二條第三號ニ依リ施設シタル私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ此ノ期間電報ノ託送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ施設者ノ請求ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ其ノ取扱費ヲ當該施設者ニ支給ス但シ同文電報ニ對シ支給スベキ第一號及第二號ノ取扱費額ハ各其ノ半額トス

- 一通毎ニ 金七錢
- 一通毎ニ 金五錢
- 一通毎ニ 金六錢
- 一通毎ニ 金十五錢

- 一通毎ニ 金十錢
- 一通毎ニ 金八錢

公衆通信取扱費明細書

昭和 年 月分

施設者		取扱所数	
種	別	通数	取扱費
電信ニ依ルモノ	發信公衆電報		円
	著信公衆電報		
	中繼信公衆電報		
無線電信ニ依ルモノ	發信公衆電報		
	著信公衆電報		
	中繼信公衆電報		
直配區域内へノ配達又ハ汽車中ニ在ル受信人へノ交付			
公衆電報受取證書交付			
公衆電報正寫交付			
別使配達			
舢船配達			
合計			

私設無線電信公衆通信取扱規則抜萃

二三四

- 備考
- 一 陸地間ニ發著スル無線電報ニ付テハ電信ニ依ルモノノ欄ニ記入スルコト
 - 二 同文電報ノ通数ハ通数欄ニ朱書再掲スルコト

四 公衆電報受取證書交付 一通毎ニ 金十錢

五 公衆電報正寫交付電報規則又ハ國際電氣通信條約附屬電信規則ニ定ムル料金ノ全額

六 別使又ハ舢船配達土地ノ狀況等ニ依リ別ニ指定スル一キロメートル當貨又ハ一回賃ニ依ル

第一項ノ取扱ノ取扱費ノ支給額ハ通信院業務局ニ於テ一月分毎ニ測定シ當該施設者へ通知ス但シ測定未済ノモノハ次月以降ノ分ニ算入ス

施設者前項ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ一月分毎ニ取纏メ公衆通信取扱費明細書附録ヲ調製シ通信院業務局ニ提出スヘシ其ノ請求期間ハ取扱ノ翌月ヨリ起算シ六月トス

第五條 私設電信又ハ私設無線電信ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ之ニ使用スル事業用物品ハ別表ニ記載スルモノ其ノ他特ニ必要ナリト認ムルモノニ限り所轄通信局ヨリ當該施設者へ交付ス

第十一條 本令ハ官廳ノ電信、電話、無線電信若ハ無線電話又ハ私設ノ電話若ハ無線電話ヲ以テ公衆通信ノ取扱ヲ爲サシムル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條ノ二 私設無線電話又ハ官廳用無線電話ヲ以テ私設無線電信公衆通信取扱規則抜萃

テ公衆電話ノ取扱ヲ爲サシムルトキハ當該施設者ニ支給スル取扱費額ハ有料取扱件数ニ應ジ左ノ區別ニ依ル

- 一 公衆通話 [發信] 一件毎ニ 六錢
- 二 關係電話官署ニ對スル呼出通知若ハ其ノ取消通知又ハ對話者ニ對スル對話通知 一件毎ニ 五錢
- 三 關係電信官署ニ對スル通話取消通知又ハ對話者ニ對スル對話取消 一件毎ニ 三錢
- 四 受取證書交付 一件毎ニ 三錢

前項ノ取扱費ノ支給額ハ所轄通信局ニ於テ一箇月毎ニ測定シ當該施設者へ通知ス但シ測定未済ノモノハ次月以降ノ分ニ算入ス

第十一條ノ三 私設無線電話又ハ官廳用無線電話ヲ以テ公衆電話ノ取扱ヲ爲サシムルトキ當該施設者へ交付スベキ事業用物品ハ別表ノ二記載ノモノ及所轄通信局長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルモノニ限ル

二三五

●海軍軍用電報取扱規約

目次

第一章 總則……………(二三一)
 第二章 類信及通信……………(二三三)
 第三章 聯送電報……………(二三四)
 附則

海軍軍用電報取扱規約

第一章 總則

第一條 本規約ハ公衆通信網内相互間及海軍軍用通信網(以下之ヲ軍用通信網ト稱ス)ト公衆通信網トノ間ニ發着スル海軍軍用電報(以下之ヲ軍用電報ト稱ス)ニ付適用スルモノトス

第二條 本規約ニ明文ナキ事項ニ付テハ公衆電報ニ關スル一般ノ規定ニ依ルモノトス

第三條 軍用電報ハ左ノ二種トス

一 軍用官報

二 所報

第四條 軍用左報トハ海軍官憲ノ發受スル軍事ニ關スル電報ニシテ之ヲ官ノ三種ニ分ツ

- 一 海軍軍機電報
- 二 至急軍用官報
- 三 通常軍用官報

海軍軍機電報(以下之ヲ軍機電報ト稱ス)トハ海軍作戰ニ關スル極メテ緊要ナル電報ニシテ其ノ取扱ノ確否、遲速ハ直ニ作戰上ニ至大ノ影響ヲ及ボスモノトス

第五條 所報トハ軍用電報ニ關シ海軍軍用電信所(以下之ヲ軍用電信所ト稱ス)ト公衆電信取扱局所(以下之ヲ電信局所ト稱ス)トノ間ニ發受スル電報ヲ謂ヒ之ヲ至急所報及通常所報ノ二種ニ分ツ

第六條 電信局所ニ於ケル軍機電報及至急軍用官報及扱上特ニ注意スベキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 軍機電報及至急軍用官報ハ電報取扱時間ニ拘ラズ之ヲ取扱フモノトス
- 二 軍機電報及至急軍用官報ハ其ノ料金ニ不足アル

カ又ハ全ク之ヲ納付セザルモノト雖モ其ノ儘送達ヲ爲シタル後料金徴收ノ手續ヲ爲スモノトス

三 時間外ノ取扱ヲ爲サザル電信局所ニ著スル軍機電報及至急軍用官報ニシテ其ノ取扱時間外ニ互ルモノアルトキハ他ノ便宜ノ電信局所ヨリ送達スルカ取扱時間ノ開始ヲ待チテ送達スルカ執レカ速達スベシト認ムル方法ニ依リ之ヲ取扱フモノトス

四 艦船又ハ電報直配達區域外ニ配達スベキ軍機電報及至急軍用官報ハ配達方ノ指定ナキモノト雖モ舳船又ハ別使ヲ以テ配達シ其ノ料金ハ受信人ヨリ追徴スルモノトス前號ノ電報ヲ別使又ハ舳船ヲ以テ配達スルトキ亦同ジ

五 軍機電報及至急軍用官報ヲ艦船ニ配達スル場合ニ於テ其ノ地ニ海軍官衙アルトキハ之ガ速達ヲ圖ル爲電信局所ヨリ直ニ之ヲ該官衙ニ配達シ其ノ送達ヲ求ムルコトヲ得ルモノトス但シ電信局所ヨリ直ニ該艦船ニ配達スル方速達スベシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六 艦船ニ配達スベキ軍機電報及至急軍用官報ヲ該海軍軍用電報取扱規約

艦船出發後等ノ爲配達シ得ザルトキハ該艦船ヨリ豫メ申出アリタル方法ニ依リ送達スル場合ヲ除ク

ノ外左ノ各號ニ依リ處理スルモノトス
 イ 當該地ニ海軍官衙在ルトキハ之ニ照會シ其ノ申出ニ依ルコト

ロ 當該地ニ海軍官衙在ラザルトキハ最寄ノ鎮守府、要港部又ハ海軍省ヲ肩書トシ再送電報トシテ送達スルコト

第七條 軍機電報及至急軍用官報ノ料金ハ至急官報ノ料金、通常軍用官報ノ料金ハ官報ノ料金ニ同ジ所報ハ無料トス

第八條 第八條左記無線電信局所ト海軍無線艦所(無線通信ヲ行フ海軍艦船、航空機及海軍通信隊其ノ他ノ陸上部隊ヲ謂フ以下同ジ)トノ間ニ送受スル軍用電報ニ限リ其ノ有線電信系上傳送地域ニ依ル一般電報ノ料金ト同額ヲ課スルモノトス

銚子、潮岬、角島、長崎、落石、下津井、帆庭、那覇、鹿兒島、函館、若狹、大分、新潟、木浦、京城、釜山、鎮南浦、清津、江陵、基隆、臺南、臺東、花

海軍軍用電報取扱規約

運港、大泊、惠須取、サイパン、ヤツブ、バラオ、
アングウル、トラツク、ボナベ、ヤルード
前項ノ電報ニシテ無線電信系上ノミニ於テ送受スル
モノハ之ヲ有線電信系上ノ取扱ト看做シ内地間ノ電
報料ヲ課スルモノトス

第九條 無線電信局所（海岸局、航空局、船舶局、航
空機局及固定局ヲ謂フ以下ニ同ジ）ヲ介シ海軍無
線艦所ヨリ發信シタル軍用電報ニ關スル料金ハ總テ
海軍省經理局ニ於テ支拂フモノトス

第十條 無線電信局所ヲ介シ軍用電報（料金ヲ要スル
モノニ限ル）ヲ發信シタル海軍無線艦所ハ毎月五日
迄ニ其ノ前月中ノ發信ニ係ル電報ノ發信月日、發信
番號、受信人名、電報字數及指定ヲ記載シタル調書
ヲ作成シ之ヲ海軍省經理局ニ送付スルモノトス

第十一條 電信局所ニ於テ軍機電報及至急軍用官報ニ
關スル料金ヲ發信人又ハ受信人ヨリ徵收シ得ザル場
合ハ其ノ都度當該電報ノ寫ヲ添附シ其ノ旨選信省電
務局ニ通知スルモノトス第九條及前項ノ料金ハ選信
省電務局ニ於テ調定シ東京都市選信局ヲシテ之ガ納

付方海軍省經理局ニ通知セシムルモノトス
第十二條 軍用電報原書ハ特ニ其ノ取扱、保管及處分
ヲ嚴重ナラシムルモノトス

第二章 頼信及通信

第十三條 頼信及通信軍用官報ハ和文電報ニ限ルモノ
トス
第十四條 軍用官報ニハ其ノ識別ヲ容易ナラシムル爲
左ノ區別ニ從ヒ各其ノ下段ノ指定ヲ附シ頼信スルモ
ノトス

- 軍機電報 ウナダケ
- 至急軍用官報 ウナカイ
- 通常軍用官報 ツウカイ

第十五條 軍用官報ノ發信人ハ其ノ居所及職（要スレ
バ官）氏名ヲ當該電報用紙相當欄ニ記載シ捺印又ハ
花押スルモノトス但シ海軍艦船又ハ航空機ヨリ頼信
スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ發信人電報取扱主任官（將校ニ限ル）ヲ定メ
其ノ職、官、氏名及印鑑ヲ豫メ關係電信局所ニ通報

シアルトキハ自己ノ職（要スレバ官）、氏名、捺印又
ハ花押ニ代フルニ電報取扱主任官ノ職（要スレバ
官）、氏名及捺印ヲ以テスルコトヲ得

第十六條 軍用官報ニシテ其ノ本文全部數字（要スレ
バ括弧又ハ區切點ヲ含ム）ノ集合ヨリ成ルモノハ各
集合ヲ區別スル爲集合ト集合トノ間ニ「カ」ノ文字
ヲ記載シ頼信スルモノトス

第十七條 軍機電報ニハ電報用紙ノ下端餘白ニ宜適ノ
赤色紙片ヲ貼附シ之ヲ頼信スルモノトス

第十八條 電信局所ニ於テ成規ニ違反シ取扱上支障ア
リト認ムル電報ハ之ヲ受付ケザルモノトス

第十九條 軍用電報ノ種類ニハ左ノ區別ニ從ヒ各其ノ
下段ノ略號ヲ用ウルモノトス

- 軍機電報 ライ
- 至急軍用官報 ウリ
- 通常軍用官報 ツリ
- 至急所報 ウラ
- 通常所報 ツラ

第二十條 軍用電報ハ左ノ順位ニ依リ又一般電報ト混
海軍軍用電報取扱規約

交スルトキハ各其ノ下段ノ區別ニ依リ之ヲ取扱フモ
ノトス

- 一 軍機電報 陸軍動員令電報又ハ海軍充員令
電報ニ次ギ總テノ電報ニ優先ス
- 二 至急軍用官報 至急官報ニ優先ス
- 三 至急所報 至急官報ト同順位トス
- 四 通常軍用官報 官報ニ優先ス
- 五 通常所報 官報ト同順位トス

第三章 聯送電報

第二十二條 聯送電報軍用通信網ト公衆通信網トノ間
ニ發著スル軍用電報ハ之ヲ聯送電報トシテ取扱フモ
ノトス
第二十三條 聯送電報ノ取扱ニ關シテハ前二章ニ依ル
ノ外本章ニ依ルモノトス
第二十四條 聯送電報取扱ノ爲軍用通信網ト公衆通信

海軍軍用電報取扱規約

網トヲ聯接スル軍用電信所及電信局所ヲ夫々聯接電信所及聯接局ト稱ス

第二十五條 聯送電報トシテ取扱ヒ得ル軍用電報ノ發著地域、取扱制限(普通辭ノ許否等)並聯接電信所及聯接局ノ名稱ハ別ニ定ムル所ニ依ルモノトス

第二十六條 聯送電報ハ願信ニ際シ電報用紙ノ餘白ニ「聯送」ト記載シ又ハ口頭ヲ以テ其ノ旨申出ヅルモノトス

第二十七條 聯送電報ハ公衆通信網内ニ於テノミ有料トシ聯接局ト電信局所トノ間ニ發著スル電報トシテ取扱フモノトス

第二十八條 聯送電報ノ著信所又ハ著信局ノ指定及其ノ改正ハ左ノ各號ニ依ルモノトス
一 軍用通信網ヨリ發スルモノノ著信所ハ聯接局トシ該局ニ於テハ名宛ニ應ジ著信局ヲ改正ス

二 公衆通信網ヨリ發スルモノノ著信局ハ聯接電信所トシ該所ニ於テハ名宛ニ應ジ著信所ヲ改正ス

第二十九條 聯送電報ノ發信軍用電信所名及聯接電信所名ニハ「軍用」(例 第一軍用又ハ佐世保軍用)ヲ

附記スルモノトス

第三十條 軍用通信網ヨリ發スル聯送電報ニハ聯接電信所名ヲ所内記事(公衆通信網内ニ在リテハ局内心得)トシテ添附スルモノトス(例サセホゲンヨウ)

公衆通信網ヨリ發スル聯送電報ニハ聯接局名ヲ局内心得(軍用通信網内ニ在リテハ所内記事)トシテ添附スルモノトス(例 サセホ)

第三十一條 聯送電報傳送又ハ配達不能ノ虞アル場合ハ保管ノ例ニ準ジ速ニ其ノ旨發信軍用電信所又ハ發信電信局ヲ經テ發信人ニ通報スルモノトス

前項ノ通報ヲ爲シタル後傳送又ハ配達シ得タルトキハ前項ノ例ニ倣ヒ其ノ旨發信人ニ通報スルモノトシ保管トナリタルトキハ保管ノ通報ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條 聯送電報ニ關スル尋問回答ハ所報ニ依ルモノトス

第三十三條 聯送電報ニ關スル改正及停止ノ請求ニハ應ゼザルモノトス
聯送電報ニ關スル所報ハ原信ト同一ノ聯接電信所及

聯接局ヲ經由セシムルモノトス

第三十四條 聯接電信所ハ聯送電報ニ關シ第十九條其ノ他本規約ニ依リ必要ナル額表、名宛、指定及内記事ノ改正、追加又ハ削除ヲ爲スモノトス

第三十五條 聯接電信所ト聯接局トノ間ニ於ケル聯送電報ノ送受ハ公衆通信網内ニ於ケルモノニ同ジ

第三十六條 聯接電信所及聯接局ハ其ノ相互間ニ於ケル聯送電報ノ送受其ノ他本規約ニ明文ナキ事項ニ關シ必要ナル細目ヲ協定スルコトヲ得

第三十七條 聯接局ト同一構内ニ在ル聯接電信局ノ取扱ニ係ル聯送電報ノ電線託送料ハ之ヲ徴收セザルモノトス

第三十八條 軍用通信網ヨリ發スル聯送電報ハ聯接局ニ到着シタル時刻ニ受付ケタルモノトシテ處理スルモノトス但シ額表欄ノ受付時刻ハ發信軍用電信所ノ受付時刻ニ依ルモノトス

第三十九條 聯送電報ニシテ軍用通信網ヨリ發スルモノノ料金(軍用通信網以外ニ於テ爲シタル追尾及再送等ノ料金ニシテ受信人ヨリ追徴シタルモノヲ除

海軍軍用電報取扱規約制定ニ關スル件

ク)及軍用通信網ニ著スルモノニ關スル追尾、再送其ノ他追徴ヲ要スル料金ハ特ニ規定スル場合ヲ除ク外電信局所ノ調定ニ依リ該電報ノ經由聯接電信所ヲ管轄スル部隊指揮官又ハ臨時ニ定ムル部隊指揮官之ヲ支拂ヒ公衆通信網ヨリ發スルモノノ料金ハ發信人之ヲ支拂フモノトス

附 則
本規約ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

●海軍軍用電報取扱規約

制定ニ關スル件

今般海軍軍用電報取扱規約制定セラレ來ル五月一日ヨリ施行ノコトト相成候處右ハ事變下ニ於ケル海軍軍用電報ノ取扱ニ一層正確敏速ヲ企圖スル趣旨ニ有之候條左記事項諒知實施上萬遺憾ナキヲ期セラレ度

一 本規約ノ規定範圍ハ左ノ通ナルコト

海軍軍用電報取扱規約制定ニ關スル件

二四二

- 一 海軍軍用電報ニ關スルモノノミノ規約ナルコト
從ツテ海軍官憲ノ承認ヲ經タル電報ハ本規約ニ依
ル取扱ヲ爲スノ限ニ在ラザルコト
- 二 有線電報及無線電報ヲ綜合シタル規約ナルコト
尤モ無線電信ニ依ル通信方法ニ付テハ別途告示ノ
海軍無線通信規約ニ依ルモノナルコト
- 三 海軍軍用電報ニ關スル特殊事項ヲ主トシテ規定
シ一般規定ニテ律シ得ル事項ハ可及的一般規定ニ
依ルコトトセラレタルコト
- 二 本規約ノ適用範圍ハ差向內國電報ニ限ルモノナル
コト
- 三 所報ノ範圍ハ一應軍用電報ノ取扱ニ關シ發受スル
モノニ限ラレタルコト(第五條)
- 四 海軍軍用電報ノ發信資格ハ總テ一般電報ニ關スル
規定ニ依ルモノナルコト
- 五 海軍軍用電報ハ和文電報ニ限リ、陸軍軍用電報ニ
於ケル數字電報ノ取扱ハ之ヲ爲サザルモノナルコト
(第十三條)
- 六 本文全部數字ノ集合ヨリ成ル軍用官報ハ各集合ヲ
明カニスル爲特ニ集合ト集合トノ間ニ「カ」ノ文字
ヲ記載シ賴信セララルニ付之ガ取扱上過誤ナキヲ期
スルコト尙之ガ受信ニ當リテハ陸軍軍用電報ニ於ケ
ル如ク空白ヲ置ク要ナキコト(第十六條)
- 七 海軍軍用電報ノ種類ハ陸軍軍用電報ノ種類ト一致
セシメ海軍又ハ陸軍ノ區別ハ指定ニ依リ明カナラシ
メタルコト尙海軍軍機電報ノ種類ヲ送達紙ニ普通辭
ヲ以テ記載スルトキハ電報取扱規程第二百三十條ニ
拘ラズ單ニ「軍機電報」ト朱書スルコト(第十四條、
第十九條)
- 八 海軍軍用電報ハ軍機電報ト雖モ電線託送(電話託
送ヲ含ム)又ハ無線電信ニ依リテモ賴信又ハ受信ス
ルコトヲ得ルモノナルコト
- 九 海軍軍用電報ノ傳送回線ハ有線又ハ無線ノ孰レニ
依ルモ差支ナキコト
- 十 軍機電報及至急軍用官報ニ付テハ特別取扱ヲ爲ス
場合アルニ付艦船ノ出入ハ勿論所在海軍官衙ヲ調査
シ置クト共ニ關係海軍官憲ト連絡ヲ密ニシ之ガ速達
ニ機宜ノ處置ヲ誤ラザルコト(第六條)

十一 海軍軍用電報ノ料金徵收等ニ關シテハ左ノ特例

- アルニ付注意スルコト
- 一 軍機電報及至急軍用官報ニ付テハ料金ニ不足ア
ルカ又ハ之ヲ納付セザルモノアル場合ニ於テモ一
應之ヲ送達シ料金ハ所定ノ方法ニ依リ徵收スルコ
ト(第六條)
- 二 特定ノ無線電信局ト海軍無線艦所トノ間ニ直接
送受スル電報ニ付テハ其ノ送受ニ對シテハ無線電
報料ヲ課セザルコト此ノ場合特定無線電信局ト海
軍無線艦所トノ間ノミニ發受シ有線電信系上ノ傳
送ヲ要セザルモノ即チ無線電報料ヲ課セザルモノ
ニ付テハ當該無線電信局ノ取扱ヲ有線電信系上ノ
取扱ト看做シ内地間ノ有線電報料ヲ課スルコト
(第八條)
- 三 無線電信局所ヲ介シ海軍無線艦所ヨリ發信シタ
ル電報ニ關スル料金、之ニ著スル電報ノ追徴料金
及第六條第六號等ノ場合ニ於テ發受信人ヨリ徵收
シ得ザル料金ハ總テ海軍省經理局ニ於テ支拂フモ
ノナルコト(第九條、第十一條)
- 四 軍用通信網ヨリ發スル聯送電報ノ料金又ハ之ニ
著スルモノノ追徴料金ハ電信局所ノ測定ニ依リ該
電報ノ經由聯接電信所ヲ管轄スル部隊指揮官ニ於
テ之ヲ支拂フモノナルコト尙該料金ノ徵收方ハ託
送電報料金ノ例ニ依リ徵收スルコト(第三十九
條)
- 十二 軍用電報原書ハ其ノ取扱、保管、差立ヲ特ニ嚴
重ニスルト共ニ取消紙ハ燐却處分ニ附スル等防諜上
遺憾ナキヲ期スルコト(第十二條)
- 十三 聯接局ニ於テ規約第三十六條ニ基キ聯接電信所
ト細目ヲ協定シタルトキハ其ノ概要ヲ所轄通信局經
由電務局ニ報告スルコト
- 十四 聯送電報ノ發著地域、取扱制限、聯接電信所及
聯接局ニ付テハ必要ニ應ジ 別途通牒セララルベキコ
ト
- 十五 以上各號ニ依ルノ外ハ大體陸軍軍用電報ノ取扱
ト同様ナルコト

海軍軍用電報取扱規約制定ニ關スル件

二四三

海軍無線通信規約

目次

第一章 總則……………(二四四)

第二章 通信ノ實施……………(二四四)

第一節 通則……………(二四五)

第二節 一般交信法……………(二四六)

第三節 特殊交信法……………(二五〇)

第三章 傳送ノ順位……………(二五三)

附則

海軍無線通信規約

第一章 總 則

第一條 海軍無線艦所(無線通信ヲ行フ海軍艦船、航空機及海軍通信隊其ノ他ノ陸上部隊トス以下同ジ)ト通信所管無線電信官署(海岸局、航空局、船舶局、航空機局、固定局トス以下無線電信官署ト稱ス)無

線羅針局、無線標識局及漁業用無線電信施設(漁船無線電信施設ヲ含ム以下同ジ)トノ間ノ無線通信ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規約ニ依リ之ヲ行フモノトス

第二條 本規約ニ依ル通信ハ左ノ場合ニ限リ之ヲ行フモノトス

- 一 有線電信ノ連絡ナキカ又ハ有線電信故障ノ場合
- 二 戰時、事變其ノ他警備保安上等特ニ必要アル場合

第三條 無線電信ハ對手無線電信(海軍無線艦所、無線電信官署無線羅針局、無線標識局、漁業用無線電信施設ヲ無線電信ト稱ス以下同ジ)ガ確實ナル通信距離内ニ在ルトキ直接之ヲ行フモノトス但シ中繼ヲ爲シ得ベキ他ノ無線電信アルトキハ其中繼ニ依ルコトヲ得

第四條 總テ取扱ヒタル通信(傍受シタルモノヲ含ム)ハ嚴ニ秘密ヲ保ツモノトス

第二章 通信ノ實施

第一節 通 則

第五條 通則海軍無線艦所ハ對手無線電信ノ通信執務時間中隨時通信ヲ行フコトヲ得ルモノトス

第六條 海軍無線艦所ニ對スル通信ハ特定スル場合ヲ除クノ外海軍通信隊ヲ介シ之ヲ行フ原則トシ海軍通信隊ハ毎時ノ五十分ヨリ五十分間五〇〇kcノ周波數ニ依リ聽守ヲ行ヒ呼出ニ對シテハ五〇〇kcノ周波數ヲ以テ應答スルモノトス

前項以外ノ方法ニ依ル通信連絡ヲ必要トスルトキハ相互間ニ適宜協定スルモノトス

第七條 通信ニ使用スル周波數ハ前條ニ依ルノ外左ノ區別ニ依ルモノトス但シ別ニ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 呼出及應答

海軍無線艦所海岸局間	四〇〇kc
航空局間	二〇〇又ハ六九七五若ハ六五九三kc
船舶局間	五〇〇kc
航空機局間	三三三又ハ六二一〇kc
海軍無線通信規約	

同	固定局間	特ニ指示スル周波數
同	無線羅針局間	三七五又ハ五〇〇kc
同	無線標識局間	三七五又ハ五〇〇kc
同	漁業用無線電信施設	一三六四kc

二 其ノ他
通信連絡ノ上相互間ニ協定スルモノトス

第八條 無線通信ニ使用スル電波ノ型式ハ海軍無線艦所ハA1其ノ他ハA1又ハA2トス

第九條 無線通信ニ用ウル特殊ノ略符號ハ附表ニ依ルモノトス

第十條 國際電氣通信條約附屬無線通信規則ニ定ムル通信上ノ略符號(Q略號)ハ努メテ之ヲ活用スルモノトス

第十一條 呼出符號ハ特定スル場合ヲ除クノ外國際呼出符號ヲ使用スルモノトス但シ全海軍艦船又ハ全日本船舶(漁船ヲ含ム以下同ジ)無線電信ヲ呼出ス場合ノ特殊呼出符號ハ左ノ通トス

全海軍艦船	XYZ
-------	-----

海軍無線通信規約

全日本船舶 Y A B

第十二條 電報用紙ハ逕信省所定ノ様式ニ依ルモノトス

第十三條 數字ノ字號ハ和文電報ノ受付時刻、歐文電報ノ額表(冒頭)及電報ノ解信(受信證)ニ用ウル場合ト雖略體字號(數字略符號)ヲ使用セザルモノトス

第十四條 交信ハ先ヅ對手ヲ呼出シ之ニ對スル應答ヲ得タル後之ヲ行ヒ對手ヨリ其ノ解信ヲ受タルヲ原則トス但シ狀況ニ依リ應答ヲ待タズ呼出ニ引續キ通信事項(電報ヲ含ム)ヲ送信スルコトヲ得

第十五條 交信ハ一回送信ニ依リ行フヲ原則トス

第十六條 送信速度ノ標準ハ一分間和文七十五字歐文十六語トシ狀況ニ應ジ適當ニ調節スルモノトス

第二節 一般交信法

第十七條 呼出

- 一 呼出ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
- 一 對手呼出符號 三回以下
- 二 自己名前置符號 一回

第十八條 應答

- 一 應答ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
- 一 對手呼出符號 三回以下
- 二 自己名前置符號 一回
- 三 自己呼出符號 一回
- 四 事務文(要スルトキノミ送信ス) 一回
- 五 可送符號 一回
- 二 應答ニ際シ對手ヨリ直ニ受信シ得ザルトキハ可送符號ニ代フルニ可待符號及概定可待時間分(單位ノ數字)ヲ送信スルモノトス

第十九條 電報ノ送信

- 一 電報ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ送信スルモノトス但

シ指呼ハ連絡確實ニシテ錯誤ノ虞ナキトキハ之ヲ省略スルコトヲ得第二十條以下ノ場合ニ付亦同
一 和文電報

局内心得	指定	名宛	額(頭)		呼指	區別	前置符號	事項	記	事
			額	頭						
ウ	ホ	ホ	ホ	ナ	ホ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ
局内心得	指定	名宛	發信局所名	發信番號	自己呼出符號	區別	前置符號	事項	記	事
ウ	ホ	ホ	發信局所名	發信番號	自己呼出符號	區別	前置符號	事項	記	事
局内心得	指定	名宛	發信局所名	發信番號	自己呼出符號	區別	前置符號	事項	記	事
局内心得	指定	名宛	發信局所名	發信番號	自己呼出符號	區別	前置符號	事項	記	事

海軍無線通信規約

結尾		本文	
ホ		ホ	
ホ	へ	ホ	ネ
自己呼出符號	一回	終信符號	一回
對手呼出符號	一回	事務	文
要スルトキノミ送信ス		連絡確實ニシテ錯誤ノ虞ナキトキハ其ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得	

二 歐文電報

區別		前置符號		事項		記		事	
指	呼	D	E	對手呼出符號	一回以下	自己呼出符號	一回	和文電報ノ場合ニ同ジ但シ受付時刻ノ分ノ前ノ區切點ハ送信スルヲ要セズ	
名	宛	BT	BT	局	內	心	得	種	類
額表(冒頭)		發信局番		發信所		發信番		發信類	
局內心得		發信日		發信時		發信數		發信類	
指		指		指		指		指	
名		名		名		名		名	
宛		宛		宛		宛		宛	
(着信者名)		(受報者名)							

結尾		署名		本文	
D	E	BT	TB	本	文
自己呼出符號	一回	對手呼出符號	一回	事務	文
終信符號		署名		本文	

二 反覆シテ送信スル場合ハ終信符號ニ引續キ反覆符號ヲ送り額表以下ヲ更ニ送信スルモノトス

三 同一無線電信ニ對シ二通以上ノ電報ヲ連續送信スル場合ハ第一通ノ終信符號ニ引續キ送信繼續ヲ送り第二通ノ額表ヨリ送信(第三通以下之ニ準ズ)シ最後ノ電報ニノミ結尾ヲ附スルモノトス此ノ場合ニ通毎ニ對手ノ解信ヲ得ントスルトキハ各通ノ終信符號ニ引續キ送信繼續符號及問符ヲ送り對手ヨリ解信ヲ得タル後次ノ電報ノ送信ニ移ルモノトス

第二十條 解信
解信ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス

一 指呼

二 解信符號

三 發信番號又ハ通數(電報ノ場合ニ限ル)

第二十一條 通信ノ結了
對手トノ通信結了シタルトキハ相互ニ左ノ如ク送信スルモノトス

一 指呼

二 通信結了符號

第二十二條 誤謬ノ訂正

送信中誤謬ヲ生ジタルトキハ直ニ消信符號(和文ニ在リテハ「」ヲ送り既ニ正シク送信シタル適宜ノ箇所ヨリ引續キ送信スルモノトス

第二十三條 反覆請求及反覆

- 一 反覆ノ請求ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
- 一指呼
- 二 反覆符號
- 三 發信番號(要スルトキノミ送信ス)
- 四 反覆ヲ要スル箇所
- 一七 (本文十七字目ノ反覆ヲ求ムル場合以下之ニ準ズ)又ハサラ(全部ノ反覆ヲ求ムル場合)
- 五 事務文(要スルトキノミ送信ス)
- 六 可送符號
- 二 前項ノ請求アリタルトキハ反覆符號ヲ冠シ反覆箇所ヲ送信スルモノトス

第二十四條 事務文

- 一 事務文ハ呼出、應答及電報傳送等ニ附送スルヲ原則トシ單獨ニ之ヲ送信スル場合ハ左記ニ依ルモノトス
- 一指呼
- 二 事務文ニハ略語又ハ簡單ナル語句ヲ用ウルモノトス

第二十五條 沈黙時間

海軍無線艦所ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外中央標準時ニ依ル毎時ノ十五分及四十五分ヨリ三分間(以下沈黙時間ト稱ス)五〇〇kcノ周波數ニ依ル發信ヲ爲サザルモノトス

第三節 特殊交信法

第二十六條 探呼

- 一 探呼(自己通信圈内ニアル未知ノ無線電信ニ對スル呼出)ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
- 一 NK(海軍無線艦所ヲ探呼スルトキ)又ハNS無線電信官署、無線羅針局、無線標識局、漁業

用無線電信施設ヲ探呼スルトキ)

- 三回
- 二 自己名前置符號 一回
- 三 自己呼出符號 三回以下
- 四 可送符號 一回
- 二 探呼ヲ聽取シタル無線電信ハ第十八條ノ例ニ依リ應答スルモノトス

第二十七條 遭難通信

- 一 遭難通信ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
- 一 遭難符號 三回
- 二 自己名前置符號 一回
- 三 自己呼出符號 三回
- 四 遭難シタル艦船又ハ航空機ノ名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項 二回
- 二 前號ノ送信ハ特ニ必要ナシト認メタル場合ヲ除クノ外緊急符號(緊急自動受信機ヲ動作セシムルコトヲ目的トシ遭難通信ガ次ニ送信セラルベキコトヲ示ス)ヲ前置シ且事情ノ許ス限リ該符號ト遭難符號トノ間ニ二分間ノ間隔ヲ置クモノトス
- 三 遭難符號ヲ聽取シタル無線電信ハ遭難通信ニ妨

害ヲ生ジ易キ一切ノ通信ヲ直ニ中止シ且該通信ヲ受信スルノ外遭難通信ノ爲最善ノ措置ヲ爲スモノトス

- 四 遭難通信ノ解信ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
- 一 對手呼出符號 三回
- 二 自己名前置符號 一回
- 三 自己呼出符號 三回
- 四 解信符號 三回
- 五 遭難符號 一回
- 五 遭難通信ニハ五〇〇kcノ周波數ヲ使用スルヲ原則トス

第二十八條 緊急通信

- 一 緊急通信(海上又ハ空中ニ於ケル生命財產ノ保全上緊急ノ性質ヲ有スル通信)ヲ送信スルトキハ對手ノ呼出符號ノ前ニ緊急符號ヲ三回送信シテ呼出ヲ爲スモノトス
- 二 緊急信號ヲ聽取シタル無線電信ハ少クトモ三分間繼續聽守スルモノトス

第二十九條 安全通信

- 一 安全通信（艦船又ハ航空機ノ航行上ノ危険警戒ニ必要ナル通信）ハ五〇kcノ周波數ヲ以テ左ノ如ク送信シテ之ヲ行ヒ且次ノ沈黙時間ノ末尾ニ於テ更ニ反覆スルモノトス
 - 一回
 - 二回
 - 三回
- 二 安全符號
- 三 自己名前置符號
- 四 通報事項（通報ノ種類 流水、遺棄物、ヲ冠ス）
 - 一回
 - 二回

第三十條 方位測定

- 一 方位測定（位置測定）ノ要求ハ對手ノ聽守電波ヲ以テ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
 - 一回 指呼
 - 二 QTE?（方位ノ測定ヲ求ムル場合）又ハQTE?（位置ノ測定ヲ求ムル場合）
 - 三 測定符號ノ送信電波（周波數kcヲ以テ示シ要スルモノトス）

スルトキノミ送信ス

- 四 可送符號
- 二 前號ノ請求ヲ受ケタル無線羅針局ハ之ニ對シ解信ヲ行ヒ測定備完了シタルトキハ左ノ如ク送信シ測定符號ノ送信ヲ求ムルモノトス
 - 一回 指呼
 - 二 QRV
 - 三 測定符號ノ送信電波（周波數ヲ以テ示シ要スルモノトス）
 - 四 可送符號
- 三 測定符號ノ送信ハ自己呼出符號ヲ五十秒間（長符ヲ稍長ク）反覆送信シテ之ヲ行フモノトス
- 四 測定方位（位置）ノ通報ハ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
 - 一回 指呼
 - 二 QTE又ハQTF
 - 三 測定時刻（二十四時間制ニ依ル）
 - 四 測定方位（〇〇〇ヨリ三五九ニ至ル三位ノ數字ヲ以テ測定局ヨリノ眞方位ヲ示ス）又ハ測定

位置（經緯度）ヲ以テ示ス

- 五 前號ノ通報ヲ受ケタル無線電信ハ測定時刻及測定方位（位置）ヲ反覆スルモノトス
- 六 測定局ニ於テ前號ノ反覆ニ誤ナキコトヲ認メタルトキハ「R」ヲ送信スルモノトス
- 七 無線標識局ニ對スル標識符號ノ送信ノ請求ハ該無線標識局ノ聽守電波ヲ以テ左ノ如ク送信シテ之ヲ行フモノトス
 - 一回 指呼
 - 二 QTG?
 - 三 標識符號ノ送信電波（周波數kcヲ以テ示シ要スルモノトス）
 - 四 可送符號

第三十一條 防空通信ニ關シテハ防空通信規則及同取扱規程ニ依ルモノトス

第三十二條 周波數整合

- 一 周波數ヲ整合スルトキハ先ヅ整合無線電信ヨリ

被整合無線電信ニ對シ左ノ如ク送信スルモノトス

- 一 指呼
- 二 周波數整合符號
- 三 整合周波數（kcヲ以テ示ス）
- 四 整合順序
- 五 可送符號
- 二 前號ノ指示ヲ受ケタル被整合無線電信ハ整合周波數ヲ以テ左ノ如ク送信スルモノトス
 - 一回 指呼
 - 二 調整符號（V）三回（適宜連續反覆ス）
 - 三 整合無線電信ニ於テ整合周波數ヲ測定シタルトキハ其ノ正負誤差量（kcヲ以テ示ス）ヲ被整合無線電信ニ通知シ周波數ヲ修正セシメタル上更ニ前號ニ依ル整合周波數ノ發射ヲ爲サシムルモノトス
- 以下標準精度ヲ得ル迄之ヲ繰返シ標準精度ヲ得タルトキハ「OY」ヲ送信スルモノトス

第三章 傳送ノ順位

第三十三條 傳送ノ順位無線電信ニ依ル傳送順位ヲ左

海軍無線通信規約

- ノ如ク定ム
- 一 遭難通信、海軍軍機電報
 - 二 緊急通信、至急軍用官報
 - 三 安全通信
 - 四 至急官報、至急所報
 - 五 至急私報
 - 六 通常軍用官報
 - 七 官報、通常所報
 - 八 私報

附則

本規約ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本規約ハ公衆通信ノ取扱ニ關シテハ公衆通信ヲ取扱フ
 海軍通信隊又ハ託送電報ヲ取扱ハザル無線電信官署ニ
 之ヲ適用セズ
 本規約ハ海軍無線電所ト公衆通信ヲ取扱ハザル官廳用
 又ハ私設無線電信(第一條ニ掲グル無線電針局、無線
 標及議局漁業用無線電信施設ヲ除ク)トノ間ニ軍事上
 必要ナル通信ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス
 大正十三年五月二十九日遞信省告示第七百七十八號海

軍電報取扱規約ハ之ヲ廢止ス
 附表
 通信上使用スベキ略符號

略符號	意
ホ	和文電報指定
ウ	和文電報局内心得
ホ	和文電報本文
ハ	歐文電報指定、同名宛、同本文
ナ	及同署名
ク	區別
ナ	和文電報誤謬訂正及同終信
ハ	歐文電報誤謬訂正
ク	歐文電報終信
イ	承諾
レ	問符
ウ	

海軍無線通信規約

ヘ	ラ	ES	W
ヤ	ナ	ナ	ナ
タ	ヒ	ナ	ナ
ガ	ク	ナ	ナ
ホ	ト	ナ	ナ
チ	ヤ	ク	ナ
ル	イ	ナ	ナ
ハ	ツ	ナ	ナ
ト	キ	ナ	ナ
ウ	ヘ	ナ	ナ
グ	ン	ナ	ナ
マ	チ	ナ	ナ
テ	ウ	メ	ナ
バン	チ		

カ	タ	ナ	ウ	ヘ	ナ	イ	セ	ム	ウ	メ	ウ	ナ	テ	セ	イ	ヤ	サ	ラ	ケ	シ	ホ	ヘ	イ	ラ	イ	ラ	ネ	ム	ニ
カ	タ	ナ	ウ	ヘ	ナ	イ	セ	ム	ウ	メ	ウ	ナ	テ	セ	イ	ヤ	サ	ラ	ケ	シ	ホ	ヘ	イ	ラ	イ	ラ	ネ	ム	ニ
UD	OK	AR	HH	RA	BT	MK										AS	DE	QTC											
問符	承諾	歐文電報終信	歐文電報誤謬訂正	區別	和文電報指定	和文電報局内心得	和文電報本文	歐文電報指定、同名宛、同本文	及同署名	和文電報誤謬訂正及同終信	歐文電報誤謬訂正	歐文電報終信	承諾	問符	和文電報指定	和文電報局内心得	和文電報本文	歐文電報指定、同名宛、同本文	及同署名	和文電報誤謬訂正及同終信	歐文電報誤謬訂正	歐文電報終信	承諾	問符	和文電報指定	和文電報局内心得	和文電報本文	歐文電報指定、同名宛、同本文	及同署名

附

錄

●海軍無線通信規約制 定ニ關スル件

今般海軍無線通信規約制定セラレ來ル五月一日ヨリ施行ノコトト相成候處右ハ從來ノ海軍電報取扱規約ニ必要ナル改正ヲ加ヘ且其ノ名稱ヲ變更セラレタルモノニ有之之方實施ニ關シテハ左記各項諒知ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度

- 一 本規約ハ海軍無線艦所無線通信ヲ行フ海軍艦船、航空機及海軍通信隊其ノ他ノ陸上部隊ト無線電信官署、無線羅針局、無線標識局及漁業用無線電信施設（漁船ヲ含ム）トノ間ノ無線通信ニ關スル事項ヲ規定シタルモノナルコト（第一條）
- 二 本規約ニ依ル通信ハ有線電信ノ連絡ナキカ又ハ有線電信故障ノ場合及戰時、事變其ノ他警備保安上特ニ必要アル場合ニ限り之ヲ行フモノナルコト（第二條）
- 三 海軍無線艦所ニ對スル通信ハ特定スル場合ヲ除クノ外海軍通信隊ヲ介シ行フ原則トシ海軍通信隊ハ

毎時ノ五十分ヨリ五分間五〇〇keノ周波數ニ依リ聯守ヲ行ヒ呼出ニ對シテハ五〇〇keノ周波數ヲ以テ應答スルモノナルコト（第五條）

四 呼出符號ハ特定スル場合ヲ除クノ外國際呼出符號ヲ使用スルモノナルコト但シ全海軍艦船又ハ全日本船舶無線電信ヲ呼出ス場合ノ外特殊呼出符號ヲ左ノ通定メタルコト（第十一條）

イ 全海軍艦船 XYZ
ロ 全日本船舶 YAB

五 海軍無線艦所又ハ無線電信官署、無線羅針局、無線標識局、漁業用無線電信施設ニ對スル探呼符號ヲ左ノ通定メタルコト（第二十六條）

イ 無線艦所ヲ探呼スルトキ NK
ロ 無線電信官署、無線羅針局、無線標識局、漁業用無線電信施設ヲ探呼スルトキ NS

六 緊急、安全、方位測定及周波數整合ニ關スル通信方法ノ規定ヲ新ニ規定シタルコト（第二章第三節）
七 無線通信ノ方法ニ付テハ現行無線電報取扱規程、私設無線電信無線電話規則及無線方位測定規則等ニ大體一致セシメタルコト

●漁業用無線普及補助金 交付規則

昭和十六年六月二十四日公布
農林省令第五十五號

第一條 農林大臣ハ漁業用無線通信施設ノ普及促進ヲ圖ル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 漁業用無線電信電話設備、漁業用無線電信設備若ハ漁業用無線電話設備ノ設置ニ要スル道府縣ノ費用又ハ其ノ設置ニ要スル費用ニ對シ道府縣ノ交付スル補助金
- 二 漁業用無線通信士ノ養成ニ要スル道府縣ノ費用又ハ其ノ養成ニ要スル費用ニ對シ道府縣ノ交付ス

ル補助金

第三條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
一 前條第一號ノ費用又ハ補助金ニ對スルモノニ在リテハ其ノ設置ニ要スル費用ノ二分ノ一以内
二 前條第二號ノ費用又ハ補助金ニ對スルモノニ在リテハ其ノ養成ニ要スル費用ノ範圍内

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年四月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

- 一 事業計畫書
 - 二 收支豫算書
 - 三 補助及監督ニ關スル規程
- 前項各號ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ工事又ハ事業完了後請

●漁業用無線普及補助金

二關スル件

昭和十六年六月二十四日附一六水第六六五八號
水產局長發沿海名地方長官宛 通牒

昭和十六年六月二十四日附農林省令第五十五號ヲ以テ漁業用無線普及補助金交付規則公布相成候處漁業用無線通信施設ヲ普及セシムルコトハ漁業經營上一日モ忽ニスベカラザル緊急ノ事項ナルヲ以テ之ガ施設ヲ爲スモノニ對シテ其ノ費用ニツキ補助ヲナシ又無線通信士ノ養成ヲナスモノニ對シテ其ノ費用ヲ補助シ之ガ普及ヲ促進セントスル次第ニ有之候條左記事項御了知ノ上之ガ目的達成ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

第一 一般事項

一 規則第四條第一項各號ノ書類ハ補助金交付申請書ニ添附スルモノノ外尙副本一通（交付ヲ受ケントスル補助金ノ額三千圓ヲ超エル場合ニ在リテハ

求書ニ精算書ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ
前項ノ書類ノ外第二條第一號ノ場合ニ在リテハ設備ノ検査報告書ヲ同條第二號ノ場合ニ在リテハ事業成績書ヲ添附スベシ

第七條 補助金交付ノ許可ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタルトキ
- 二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第四條中四月三十日迄トアルハ昭和十六年度ニ限り八月三十一日迄トス

漁業用無線普及補助金ニ關スル件

漁業用無線普及補助金ニ關スル件

雜	費	
合	計	

八 仕様書及圖面

九 其ノ他參考トナルベキ事項

第二號

昭和 年度漁業用無線通信士養成補助事業計畫書

番	主	養	免	講	國	道	主	備
號	體	成	狀	習	庫	府	催	
任	名	所	種	開	助	縣	者	考
所	及	場	類	日	金	助	擔	
	所	所	人	了	補	金	額	
			員	豫	助	助	負	
			成	定	金	金	額	
			人	費	補	助	考	
			員	金	助	助		
			日	補	助	助		
			了	金	助	助		
			豫	補	助	助		
			定	金	助	助		
			費	補	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助	助		
			金	助	助	助		
			補	助	助	助		
			助	助	助			

講習用機械器具 借入費	事務費	通信費	會場費	雜費	合計

注意

一 金額ハ錢未滿ハ切捨ノコト

●漁業無線通信ノ改善ニ關スル件

昭和十六年九月通牒
業無第九二五九號

今般逡信省令第八十二號ヲ以テ私設無線電信無線電話規則ニ改正ヲ加ヘラレ昭和十六年九月十五日ヨリ實施ノコトニ別途公布相成候處右ハ多年ニ互ル漁業無線關係者ヨリノ要望ニ對應シ本邦水産事業ノ振興發展ニ寄與セントスル趣旨ニ有之候ニ付テハ左記各號諒知ノ上

本件實施ニ萬遺憾ナキヲ期スル繳責所屬關係無線通信士ニ通達方等可然配意相成度

記

- 一、道下縣所屬水産事業指導用無線電信無線電話ト當該道府縣以外ノ漁船ニ施設シタル無線電信無線電話トノ間ノ漁獵ニ關スル通信ハ爾今施設目的外通信トシテ之ヲ爲シ得ルコトナリタルコト
- 二、漁獵ニ關スル通信ニ限リ施設者ヲ異ニスル漁船ニ施設シタル無線電信無線電話相互間ニ於テモ之ヲ爲シ得ルコトナリタルコト本件改正ニ伴ヒ貴所屬漁船既設私設無線電信無線電話ノ施設目的ヲ變更スル要アル處事務ノ簡捷ヲ圖ル爲右出願及之ニ對スル許可形式ニ依ラズ特ニ本年九月十五日以降貴所屬漁船私設無線電信無線電話ヲ漁船相互間ノ漁獵ニ關スル通信ニ使用シ得ルコトトシ本件施設目的ヲ變更シタルモノトシテ處理スベキニ付知：ラレタキコト尙今後ノ施設ニ就テハ之ヲ施設目的ニ掲記スルコト
- 三、前二號ノ漁獵ニ關スル通信トシテ許容セラルベキ範圍ハ左ノ通ナルコト尙別紙第一號例示ヲ參考トシ

之方範圍ヲ類推スルコト

- (一) 漁場ノ氣象
天氣、氣壓、氣温、風向、風力、視程等
 - (二) 漁場ノ海況
水温、比重、水色、波浪、潮流、潮目、水深、底質等
 - (三) 操業ノ狀況(漁況)
操業日時、漁場ノ位置、魚群ノ狀態(種類、魚ノ大小、濃度、移動ノ狀況、餌付ノ良否、鳥付キノ有無等)餌料ノ種類及數量、漁獲物ノ種類並數量、今後ノ見込及調査方向、附近ニ他船ノ有無
 - (四) 操業上ノ打合
餌料又ハ氷ノ配給狀況、餌料ノ適否、使用漁具ノ種類
 - (五) 操業上ノ注意事項、其ノ他特異現象等
- 四、同一施設者ニ屬スル漁船相互間及陸地漁船間ノ事業用通信ニ於テモ左ノ事項ニ就テハ之ヲ漁獵ニ關スル通信ノ範圍ニ含マザルモノトス
- (一) 船體、機關又ハ無線機器ノ修理、檢査、其ノ漁業用無線通信ノ改善ニ關スル件

他之ニ類スル事項

- (一) 船員漁夫等ノ動靜消息ニ關スル事項
- (二) 第二號ニ依ル漁船相互間ノ通信ハ所要通達距離ニ照シ極力小電力ニ依リ之ヲ行ハシムルコト
- (三) 私設無線電信無線電話規則中改正ニ關スル逡信省令第八十二號ハ別紙第二號ノ通ナルニ付參考トセラレタキコト

●漁業用無線通信ノ改善ニ關スル件

第四一一九號(昭一六、九、一六)
業無第九二五九號(昭一六、九、一五附)關聯

首題ノ件ニ關シテハ昭和十六年九月右ヲ以テ通牒濟ノ處今般左記各項ノ通信モ之ヲ漁獵專用通信トシテ取扱ヒ得ルコトト相成候條御諒知ノ上貴所屬漁船無線電信無線電話ニ對シ可然通報相成度

追而本件措置ハ最近ノ漁船操業並ニ燃料事情等ニ鑑ミ特ニ專用通信ノ範圍ヲ擴メ以テ水産食糧ノ増産ニ

漁獵ニ關スル通信トシテ認ムベキ範圍ノ例示

寄與セシメントスルモノナルニ付テハ之ガ趣意ヲ充分飭味シ荷モ電波管制、通信管制等ノ趣旨ニ悖リ通信濫用ノ弊ニ陥ラザル様貴所屬無線通信士ニ對シ併而警告相成度

記

一、操業上ノ打合せニ關スル通信

- イ 餌料ニ關スルモノ
- ロ 漁獲物ノ處理加工ニ關スルモノ
- ハ 漁具ノ手配等ニ關スルモノ
- ニ 乗組員ノ手配等ニ關スルモノ

右漁獵通信トシテ認ムベキ範圍ノ例示

- イ 餌アリ船廻航セヨ
- ロ 入港近シ増水九〇〇貫(又ハ餌料)用意頼ム
- ハ 本船〇時入港ニ付餌場ニ入ヤレ
- ニ 本日繩五十枚流失ス歸港迄ニ綿糸五百枚繩三〇枚手配頼ム
- ホ 貴船入港次第硝子玉購入シ置クヤウ傳ヘラレタシ
- ヘ 水夫病氣ニ付代リ頼ム
- ト 三崎入港日時知ラセ船員二名ユク
- チ 歸港後機關修理ノ手配頼ム

リ 舵スプリング折レタ至急取寄セテ置ケ

- 二、漁船ノ航程ニ關スル通信
- イ 船體、機關又ハ無線機器ノ故障修理ニ關スルモノ
- ロ 漁獲物ノ輸送手配等ニ關スルモノ
- ハ 漁撈上必要ナル航程ノ變更等ニ關スルモノ

●漁獵ニ關スル通信トシ

テ認ムベキ範圍ノ例示

業無第九二五九號通牒
左記第三號參照

一 操業ノ狀況

- イ 宮城縣日新丸野島埼ノ南東一六〇哩水温一八度バチ二〇マカ四ビンテウ中少一〇〇
- ロ 獵ハトンボ二〇〇カツヲ二〇〇キワダメヂ混リ一〇〇鮫スクナシ
- ハ 位置N六度E一二〇度鮫付キ群ニ二三回遭フモ思ハシカラズ

ニ 魚群多ケレドカカリ良カラズ尙附近調査中

- ホ 本船附近鯉群見ズ貴船漁獲様如何
- ヘ 今朝八時ヨリ大群ニ遭ヒ大鯉一五〇〇釣ル
- ト 本船位置M二五度E一四〇度水色良好群アルモ魚群見エズ

チ 今六回目終ル

リ 昨日二回目獵皆無

ヌ 野島埼四百五十哩四回目投繩ノ豫定

ル 餌料ハ鳥賊鯖ヲ使用ス此ノ附近飛魚ヲ餌ニセ

バ尙好成绩ノ模様

備考

(漁獵ニ關スル通信ト認メザルモノ)

- イ 相場バチ三一〇—一八〇マカ—三八五二〇〇ピ
- ンテウ一七〇—九〇サメ上物一本六圓(漁價)
- ロ 鯉一五〇〇釣ル「相場知ラセ」(相場)
- ハ 阿波金昆羅丸水揚一六六〇圓(水揚高)
- ニ 滿載シ目下歸港ノ途ニアリ(航程)
- ホ 八丈島ニ碇泊中(同)
- ヘ 餌死シタルニツキ歸港ノ途ニツク(同)

漁獵ニ關スル通信トシテ認ムベキ範圍ノ例示

ト 何日歸港ノ豫定ナリヤ(同)

チ 午後二時餌場發沖(同)

二 操業上ノ打合せ

- イ 清水ニ餌料豊富ニアリ
- ロ 水アリ(ヤ)
- ハ 貴船ニ餌料アレバ譲ラレタシ
- ニ 貴船何時投繩セシヤ何鉢使用セシヤ
- ホ 硝子玉破壊ス少シ融通サレタシ
- ヘ 貴船使用中ノ延繩構造如何
- ト 貴船附近トノ海況知ラセ

備考

(漁業ニ關スル通信ト認メ得ザルモノ)

- イ 清水ノ餌料相場ハ一杯二〇圓ナリ(餌料相場)
- ロ 六、七〇〇枚鯉相場知ラセ(相場)
- ハ 昨日朝機知ラセ(同)
- ニ 今朝賣九〇ヨリ八〇(同)
- ホ 相水相場ヨシ入港急ゲ(航行指示)
- ヘ 餌アリ船廻航セヨ(同)
- ト 清水相場ヨシ(相場)

漁獲ニ關スル通信トシテ認ムベキ範圍ノ例示

二七〇

- チ 入港近シ増米九〇〇貫(又ハ餌料)用意頼ム(水又ハ餌料準備依頼)
- リ 本船一〇時入港ニ付餌場ニ人ヤレ(次航準備)
- ヌ 本日繩五〇枚流失ス歸港迄ニ綿糸五匁繩三〇枚手配頼ム(同)
- ル 貴船入港次第硝子玉購入シ置クヤウ傳ヘラレタシ(同)
- ヲ 大漁ヲ祝ス(祝文)
- ワ 水夫病氣ニ付代リ頼ム(船員)
- カ 三崎入港日時知ラセ船員二名ユク(同)
- 日 船員佐藤熱三九度咳アリ手當法知ラセ(醫療)
- タ 歸港後機關修理ノ手配頼ム(機關)
- レ 機械完成ス鹿兒島ヘ送ルベキヤ(同)
- ソ 船體(無線)検査何日ノ豫定カ(検査)
- ツ 入港次第造船所ニ入渠ノ手配ズミ(同)
- ネ 何港ニ入港スルヤ(航程)
- ナ 本日サイパン渡航許可來タ(同)
- ラ 明日三崎ニ入ル豫定(同)
- ム 十二日頃著ク豫定船場都合頼ム(同)

- ウ 漁獲少キモ水不足シ歸途ニツク(同)
 - キ 清水入港日時知ラセ(同)
 - ノ 何日入港セバヨキヤ返事アレ(同)
 - オ 船主危篤スグ歸港セヨ(同)
 - ク 通信ナク心配ス模様知ラセヨ(消息)
 - ヤ 家ニ買ツテアル(テジ糸)染メテオク様傳ヘ頼ム(漁具調定)
 - マ 航海年表、二五番ワイヤー仙臺宛送ツタ(船具)
 - ケ 舵スプリング折レタ至急取寄セテ置ケ(同)
 - 三 操業上ノ注意事項其ノ他特異現象
 - イ 附近鯨ノ爲網ヲ破ラルル虞アリ注意アレ
 - ロ 附近鯨多ク漁獲物喰ハルル虞アリ
 - ハ 附近潮流惡ク投網後棒卷トナル虞アリ
 - ニ N三〇度一五分E一三〇度一分ニ殘繩五八枚切斷流失ス附近各船注意アリタシ
- 逓信省令第八十二號
私設無線電信無線電話規則中左ノ通改正ス
昭和十六年九月十日
逓信大臣 村田 省藏

第五十條第五號中「第九號乃至第十二號」ヲ「第十一號乃至第十四號」ニ改メ第六號中「又ハ道府縣所屬水産事業指導用無線電信無線電話」ノ間ニ漁獲ニ關シ必要ナル通信ヲ行フトキ」ヲ削リ左ノ一號ヲ加フ

漁獲通信ニ關シ道府縣所屬水産事業指導用無線電信無線電話ト漁船ニ施設シタル私設無線電信

施設者ヲ異ニスル漁船無線電信無線電話相互間ニ漁獲ニ關スル通信ヲ行フトキ

一三六四 一三六四
一六五〇

無線電話トノ間ニ通信ヲ必要トスルトキ
別表第三號(一)船舶ニ施設シタルモノノ部中「漁船ニ施設シタル私設無線電信無線電話ニ於テ漁業監督官廳用船舶無線電信無線電話又ハ道府縣所屬水産事業指導用無線電信無線電話トノ間ニ通信ヲ行フトキ」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

一三六四⁽²⁾ 一三六四 一三六四
一六〇〇⁽³⁾ 一六〇〇⁽³⁾
一七五〇〇 一七五〇〇
一三六四⁽²⁾

附則

本令ハ昭和十六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

漁獲ニ關スル通信トシテ認ムベキ範圍ノ例示

二七一

昭和十五年十二月十日印刷納本
 昭和十五年十二月十五日發行
 昭和十六年十月三十日改訂再版
 昭和十七年八月三十一日改訂三版
 昭和十九年十一月二十五日改訂四版

定三圓五十錢
 特別行爲稅十五錢
 合計三圓六十五錢
 書留送料五十錢

不許複製

編輯兼發行人 小林祥延

印刷所 東京都麴町區麴町三ノ十二 清水 一 二

印刷所(東京二六) 東水印刷所

發行所 水產無電協會

振替貯金口座東京 八四〇七八
 (日本出版會會員番號 二一三〇〇三)
 日本出版會發行承認番號い四二〇二二四
 (發行部數 五〇〇部)

996
65

終

